

8 月 28 日 (第 2 号)

令和7年豊能町議会9月定例会議会議録目次

令和7年8月28日（第2号）

出 席 議 員	1
議 事 日 程	2
開 議 の 宣 告	3
(一般質問)	
高 尾 靖 子	3
池 田 忠 史	13
永 谷 幸 弘	23
中 川 敦 司	34
小 寺 正 人	46
散 会 の 宣 告	55

令和7年豊能町議会9月定例会議会議録（第2号）

年 月 日 令和7年8月28日（木）
場 所 豊 能 町 役 場 議 場
出席議員 10名

1番	池田 忠史	2番	才脇 明美
4番	中川 敦司	5番	寺脇 直子
6番	管野英美子	7番	永谷 幸弘
8番	永並 啓	9番	小寺 正人
10番	秋元美智子	11番	高尾 靖子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太朗

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

議事日程

令和7年8月28日（木）午前9時30分開議
日程第 1 一般質問

開議 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して質問を行ってください。

持ち時間は質問及び答弁を合わせて50分とします。

高尾靖子議員を指名いたします。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

皆さん、おはようございます。

議長から御指名いただきましたので、私、今期最後の一般質問となります。どうぞ分かりやすい御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、届けをしておりますのは、公共交通についてでございます。

これは、大分ハニタスから大きな話題となっておりまして、住民の皆さんも本当に交通の便、不安を感じておられるところでございます。これはスマートシティ事業の一環で進められたA I オンデマンド交通、3月の実証実験の結果では、今後運行については財政、運転手不足で厳しいとおっしゃいました。住民の移動の権利とまちの活性化に公共交通の充実が今、住民の皆さんからも求められています。公共交通の関係者会議を開催するなど、主体的に取り組むことを計画されているのか。以前、お聞きしましたときに、それは一度取り組んでみたいと思いますというような御答弁もいた

だいたいかと思います。そういう中で、今後どのように考えておられるのか、どうぞ御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは、御回答いたします。

A I オンデマンドバスにつきましては、令和7年3月に、3回目の実証実験を実施いたしました。

利用状況につきましては、1日の平均乗車人数が17.7人であり、車両の運行台数が1台ということもあります。利用者が少ない状況でございました。

令和4年から令和6年の実証実験の結果では、無償実験は利用者が多かったものの、有償の実験では利用者が激減している状況でございました。

収支で見ますと、乗車1人当たりの運行経費は、約2万円から2万5,000円程度の費用がかかり、収支率も約1%と非常に低い状況となってございます。

運行事業者からの意見といしましては、「常用タクシーと競合しているため、タクシーの利用者が約2割減少した。また、運転手を専属で配置する必要があることから、運転手不足の状況において、タクシーの配車ができないことがある」と。

バス事業者からは、「運転手不足が深刻化している中、黒字路線も減便する事態となつております。大型免許を持っている運転手を普通免許で運行する車両に配置することができない」などの意見をいただいております。

町といしましては、実証実験をさせていただいたA I を利用したオンデマンドバ

スの運行につきましては、費用面、あるいは乗務員の確保の面からも難しいと考えてございます。

また、公共交通の関係者による会議を開催し、取り組んではどうかということでございますが、町内の交通事業者とは、定期的な開催ではございませんが、必要に応じて情報交換や意見交換を行う場を設けております。

今後におきましても地域公共交通の事業者との意見交換を行っていきながら、乗務員の確保をはじめとする町内の交通体系の維持・確保に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

ありがとうございます。

いろいろと考えておられると思うんですけれども、そうかといって、すぐにこれが動ける状態になるかということは、ちょっと考えられないと思うので、町長が町政運営方針で述べておられる公共交通ネットワーク維持・支援を求めておられます。

私が何回かお願いというか、質問してきた中で、運賃補助を介護保険の基金の一部を使ってできないかというふうに訴えてきました。箕面市のはうでは、ゆづるくんですね、ゆづるバス、これを介護保険の支援金みたいなことで維持・支援を求めておられ、運賃として補助金、高齢者への補助金として運賃250円均一のところ、70歳以上の高齢者の方は100円均一に割り引いて運行されているというふうに、これは調べてみますとおっしゃっていましたが、そのことはどうかと思いますけれども、私のほうでは、そういうふうに聞いております。

今後、給付基金を一部使ってということでの条例もありました。そこで箕面市でオ

レンジゆづるバスで、そういう基金を使っての運行、豊能町でもできないかということを要求しておりますが、その点でのお考えはどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

お答えいたします。

介護給付費準備基金につきましては、介護保険の給付に要する費用に不足が生じた場合、これを財源として取り崩して、介護保険特別会計歳入に繰り入れまして、剰余金が生じた場合は、その生じた年度の翌々年度までに積立てをし、事業計画期間内の財政運営を確保するなど、次期計画期間における保険料の軽減化に充てるものとなってございまして、介護保険事業における保険給付の増加などによる財政需要に対応し、介護保険財政の年度間の均衡を保つことを目的として設置してございます。

現在、本町の基金残高につきましては、10億2,177万1,173円となっておりまして、現在の第9期事業計画、これは令和6年度から令和8年度までの3か年でございますが、保険料を第8期計画値に据え置くため、令和8年度までに基金から7,000万円程度の取崩しが予想されてございます。

また、本町におきましては、最も介護ニーズが高まってまいります75歳以上の後期高齢者につきまして、5年後の令和12年度までの増加傾向が続き、人口の3分の1に当たる約6,000人近くでピークを迎える予測をしてございます。

このように、高齢者人口や保険給付のさらなる増加が見込まれることから、今後の基金活用につきましても、次期第10期計画における推計値を基に、保険給付の増加が

急激な保険料の上昇とならないよう、まずは調整する財源として引き続き活用してまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

基金は今後のことでの慎重に使わなければならぬと思うんですけれども、条例で一部それを活用するようなことが出てまいりましたので、それは、じゃあ、どこへ使うということになっているのか、その計画はあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

基金の運用といいますか、今後の活用についてのお尋ねだったかなと思っています。

先ほど私のほうが答弁させていただきましたとおり、まずは、給付と保険料のバランス、ここの大穴埋めといいますか、そこにはまず活用することが第一義的に考えられることだと思います。ただ、先ほど箕面市の例をお話しいただきましたが、一方で介護給付を抑制するために、介護予防の視点というのも特に必要かなと思ってますが、まず第一義的には、先ほど申し上げました保険料、ここに注視いたしまして、全体のバランスを見ながら取り組めるものがあるのであれば、そこは検討していく材料になるかなと思ってございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

基金の活用については、ほかには使えな

いというような慎重なお話ですので、保険料の引上げ抑制に、ぜひともそれを十分活用していただきたいと思います。やはり高齢者にとって、保険料が上がるということは痛いですし、生活が大変になってくるわけですから、物価高騰もまだあるかと思います。そういうことも言われていますので、保険料の抑制に、ぜひとも使っていただきたい、そのように強く要望しておきます。

それと次に、町長の町政運営方針では、カーシェアリングの導入とのことですけれども、その進捗状況というのはあるんですか、お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

コミュニティ・カーシェアリングにつきましては、高齢化の進展、運転免許証の返納、路線バスの廃止・減便などにより、地域における移動手段の確保が困難となっている中、道路運送法の許可、又は登録を必要としない運送であり、地域住民が主体になって、住民同士で支え合いながらボランティアによる運送サービスを行うものでございます。近隣では、京都府京丹波町で導入されております。

令和7年度の当初予算におきまして、コミュニティ・カーシェアリング導入検討に係る予算を認めていただいており、現在、住民の方に向けた、住民といいますか、その担い手の方、住民も含めてなんですが、例えばNPOさんでありますとか、そのような方に向けた研修会の開催に向け、準備を進めている状況でございます。8月6日には、東地区の自治会長会、8月17日には、西地区の自治会長会におきましても町では

コミュニティ・カーシェアリングの導入の検討を行っており、講演会の実施と参加、地域の活動団体への広報のお願いをしております。自治会からは、「豊能町での導入は難しいのではないか」「ボランティアが見つからないのではないか」というようなことも含めまして、そのような意見をいただいております。「導入実績のある地域は、豊能町と同じような特性を持っている地域なのか」などの導入に関する御質問・御意見であったり、運営方法、運営規模、運行費用などの導入後に関する質問もございました。

講演会につきましては、9月下旬に行う予定をしております。講師については、一般社団法人日本カーシェアリング協会の代表理事の方をお招きしてしようということで、講師の依頼を行う予定をしてございます。

講演会を開催いたしまして、主体的に取り組みたい、もう少し具体的な活動内容、取組を聞きたいなどの地域や団体などがございましたら、導入に向けてのサポート支援を行い、導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

そこまで計画されていることで、手応えのある講演をやって、たくさんの方がやってやろうかというようなことまでできたらいいと思いますけれども、ぜひともそこまで頑張っていただきたいと思います。

これで町として取り組まれたということですで、とても漸進的なことだと思いますので、その点、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に行きます。

A I オンデマンド交通というのは、すご

く高くついてきているということですので、これが今おっしゃったことが実現していくならば、これから高齢者が本当に病院通い、近くにも病院に行っておられますけれども、入院しなければならないとか、いろいろ大きな病院に行かなければならぬとかいう場合は、箕面、豊中、川西辺りまで、それが利用できるような方向にしていっていただけたらと思いますが、そういうことまでは、まだお考えになっておられないのかどうか。豊能町には、骨折したときの外科なんかも今ありませんのでね、そういうところでの近場でありますから、車を利用して、そういうところに行けるということでは安心した生活ができるということなので、そこまではお考えになってないかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

地域公共交通ということでいいますと、確かに、けがとか、例えば自宅から病院まで、ドア・ツー・ドアで移動できないのか、そこまでサービスが広げられないのかとかいうような御質問かなと思ってるんですが、そこは、本町の京都タクシーさんが町内をカバーしておられますので、そういう御利用もしていただきながら、将来は、なかなかやっぱり他の交通事業者の関係もございますので、その辺はなかなか活動エリアをそこまで広げるのは難しいかなと思ってございます。

基本は、交通事業者が地域公共交通を主体的に担っていただくのが筋だと思っておりますが、昨今、運転手不足、あるいは利用者の減少とかいうので、なかなか採算が取れない状況が出ておるというところで、

地域公共交通としてですね、その補完ができるないのかというところだと思っておりますが、町外ではその辺のタクシー事業者さんを利用していただくのが一番かなと思ってございますので、そこまで自治体として活動エリアを広げるのはちょっと今は難しいかなと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

難しいということであれば、難しい話ですけれども、これは、今後そうせざるを得なくなる事態も発生するかもしれません。そういうときは、ぜひともスムーズにできるような方向をつくっていただきたいと思います。

今、オンデマンドタクシーですが、これはすごく助かっています。ここまで来るのにも500円で来れる。往復1,000円で行ける。そういう状態で、今のタクシーの利用については、本当に活用できるなと思っています。これは、ぜひ続けていただきたいと思います。

それと、住民の声を生かしたまちづくりということをずっと言っておられますので、生活に困らない交通圏や、そういうことが可能なまちにぜひともしていっていただきたいと思います。財政難ということは、大変つらい話ですけれども、でも、これは住んでいただくための糧として必要なことですので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に行きます。

公共施設の再編についてですが、これはこれまでワークショップとか住民さんの声を生かしたまちづくりを東地域にということで、住民の皆さんからもいただいておりますが、今回、そういうことでの取組もされているのですが、「子どもから高齢者ま

で楽しく暮らせる。住んでよかったと言える」、これが合言葉みたいなことですが、充実感のある施設再編を求めますが、先日の図面を見せていただいたところでは、もう一つ完成度が低かったと思うんですけれども、その点については、今煮詰めておられるのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

おはようございます。

東地区の公共施設の再編につきましては、前回も今、現段階の図面を皆様に御覧いただいたところでございます。

高尾議員おっしゃいますように、これまでは東地区においては、4回の住民ワークショップを終え、今、基本設計の完成に向け、最終的な整理・調整を行っている段階にあるという状況でございます。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

その辺、丁寧に十分、住民さんとの交流も含めて進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

これは、これで終わります。

次に、道路・公園整備についてでございます。

前回も質問させていただきましたが、光風台4丁目から川西への道、道路ですね、これは双方の話し合いでいろいろと進められるべきことだと思いますが、その進捗状況について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

お答えいたします。

改めて、これまでの経緯について御説明させていただきます。

まず、この本道路の計画なんですが、光風台と川西市の両自治会のほうから、平成30年9月に整備に向けての要望書が提出され、この要望の中で、歩行者と自転車が通行できる連絡通路の整備、それから車両が通行できる広域道路の整備の2点が要望書として上がってきています。

この要望書を受けまして、川西市、川西大和自治会さん、あと光風台の自治会さんと本町の4者間で協議を行いました、まず連絡通路の整備を令和2年5月に完成したというところです。その後、広域道路の整備に関しては、連絡通路完成後、コロナ禍でもあったため、その中でも年に一度ぐらい川西市と情報共有、協議等を行ってきたというところでして、そういう中、本町のほうで令和5年に広域道路に関する用地取得が完了しまして、事業化を進めるに当たって、広域道路に関する要望書の提出があつてから、約6年ほど経過していたということと、あと役員さんも変わっていたというところから、本町のほうでは、令和7年3月に光風台の自治会に対して説明をさせていただきまして、川西市さんのほうは、令和7年4月に川西の大和自治会さんに対して、これまでの経緯、それから自治会さんとか、近隣の住民さんの意向等についてのヒアリングを行って、あと先ほど申しました4者間の協議が必要かどうか、その辺についても協議をそれぞれ行ったところです。

まず、本町のほうですが、令和7年3月に行った光風台自治会さんとのヒアリングについては、広域道路に関しては前向きな回答が得られております。

続いて、川西市、大和自治会さんのほうですが、川西市さんのはうからは、ヒアリングをやつた後に連絡をいただいたんですが、大和団地を取り巻く環境の変化として、以前にも増して広域道路に関しては、大型車両の交通量に関してすごく敏感になっておると。

あと、特に交通安全に関する関心度が上がっているというところと、あと物流センターの開発を行っております舍羅林山から箕面森町への約1.1キロの道路新設計画道路があるといった中、今後この数年間の間に、さらなる環境の変化があるのではないかということで、現時点では、広域道路の新設に対しては、慎重にならざるを得ないという回答がありました。

今後は、当面、引き続き川西さんとの2者間での広域道路に関する情報共有、並びに協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

確かに舍羅林山団地というところがあつて、それは今、物流センターの道になつておりますが、それは、森町の前の道に出てくる道だと思いますが、便利になつたなと思うんですが、しかし、生活の基盤として団地の中に通らせていただいて、双方での話合いの結果ですけれども、病院がすぐに行けるとか、救急車も早く行ける、そういうことでの救急の面でごくいい活用ができるんじゃないかなと思いますので、話合いは、ぜひ続けていただきまして、豊能町にあっても川西市の皆さんにとってもいい方向が出るようですね、ぜひとも煮詰めていっていただきたいなというふうに思います。

これは、川西さんのはうは、まだ新し

い団地ですけれども、豊能町は本当に高齢化のまちで、次々と救急車が毎日のように往来して大変な状況もうかがえます。そういうところでの一つ手だてとして、引き続き頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それと次に、緑豊かな豊能町のまちですね。これを求めて豊能町は住みやすいすきなまちだというふうに求めて、若い人たちが引っ越してきてはる部分もあります。新築を次々に建てられて、うれしい気持ちになります。そういう点で、ぜひともこの緑を生かした公園がたくさんありますので、公園を何とか活用できるように、光風台中央公園でいいますと、100本近い木が伐採されて、それこそ日陰のないまち、それと日陰のない公園になってですね、子どもたちが遊ぶところも本当に凸凹してますので、オーバルロードは楽しんでいただいているようですが、ベンチとか、そういうところも少なくて外国でいえば、欧米・欧州、その辺で、若い人も子どもたちもお年寄りもみんな公園ですごく楽しく語らい、歩いて健康管理に努めているという姿がよくうかがえるんですけども、そういうふうな公園づくりをしていただきたいなと思うんですが、この点について、今、豊能町では、木を大切にしてきたと思われるスマートシティ関係の話になりますけれども、1本枯れて、バシッと切つてあるのが一つだけ残ってある。何とも殺風景な悲しい木になつて、下は芝生は人工芝生で敷き詰めてあるんだけれども、その中の木が枯れてしまつたというのは、以前お聞きしたときには、ちゃんと水は浸透するような人工芝になっているし、大丈夫だというふうにお聞きして、これは生き延びていく木かなと思っていたら、すっかり枯れて切られてしまった。皆さん、悲しんでおられます。色も変わり

果てて何とも言えない気持ちになっておりますけれども。あの状態で行くのか、もっと緑を増やして、それとベンチも増やして、各地域に公園は幾つもありますけれども、もう少し充実して、高齢化のまちにマッチした公園づくりをしていただきたいなと思うんですが、そういう計画はございませんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、議員御指摘のとおりスマートシティ事業で整備しました光風台中央公園につきましては、当時、議員の皆様、現在もですが、様々な御意見をいただきておるところです。

こういった中ではありますが、まずは、このスマートシティ事業の中でKPIという目標設定を定めております。このインフラの関係でいきますと二つありますと、公園の利用者数と、公園の満足度という、二つの指標を設けております。一つ目の公園利用者数ですが、地域の活動団体の皆様の御尽力にもよるんですが、そこでイベントなどが数多くできたということもありまして、月当たりの平均利用者数ですが、整備前、令和4年度は月100人程度でしたが、令和6年度では、月約1,100人と整備前に比べ約10倍ほど利用者数が増加し、公園ににぎわいが戻ってきているものということで認識しております。

次に、もう一つのKPI、目標設定の公園の満足度という指標のほうですが、整備前は5点満点で2.99点でしたが、整備後の令和5年は3.43点、昨年の令和6年度は、5点満点で4.35点と、目標値が4.0点でしたので、それを上回る数字ということで、満

足度に関しましても評価していただいているということで、今のところ、本町のほうで考えております。

議員御質問の公園の木陰、あとベンチが不足しているという御質問の要望の件ですが、今のところ、イベント利用者の皆様などからは、そういった御意見は直接は寄せられてはございませんが、本町としましては、他の公園と比較しても現状では特段問題ないと考えておりますけれども、引き続き、樹木の問題、木陰の問題、そういったものがございますので、公園利用者の声に耳を傾けながらよりよい公園環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

豊能町はすてきなまちということで、長く住んでおられる方、今は若い方も来て、いろいろイベントではすごいたくさん集まってにぎわいました。町長も来られて、視察じゃないけれども、いろいろ御挨拶やらしながら見られたと思いますけれども、本当に集まることができるところなので、そのところを本当にもうちょっと、ここでもうちょっとゆっくりしようかというような、そういう憩いの場所としての公園を重視していただきたいなというふうに思います。そのところをぜひとも引き続き、お金はないのかどうか分かりませんけど、スマートシティすごいお金を使われてますからね、あの公園ね。だから使ったほどの値打ちというか、効果がやっぱり出ないといけないと思いますので、その点は、ぜひとも出していただきたいと思います。ぜひとも引き続き、検討をお願いしたいと思います。

それと、公園で木がないというのは、一

番辛い話ですので、そのところはぜひともお願いしたいと思います。

それから次に行きます。

補聴器の購入の公的補助なんですが、加齢による聴力の低下が増えつつあるということです。早期発見・早期治療で社会参加や地域交流を支援し、認知症予防を促すことを目的とする高齢者への補聴器補助の自治体が増えてきています。大阪府下では17自治体が補聴器の補助をしております。府下でもトップクラスの高齢化、また、低所得者への補聴器補助を求めたいと思いますが、今、補聴器はすごく高くなっています。20万円から50万円というような、高いものとなっておりますので、その点のお考えは、低所得者に対してということになると思いますけれども、その点のお考えがあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

高齢者への補聴器の購入費助成事業につきましては、6月の定例会議におきましても御質問いただきておったかなと記憶しております。

御指摘のとおり、最近の一部の自治体におきましては、補聴器の購入費助成が実施されており、また、その数も御案内ございましたとおり、徐々に増えてきておると理解してございます。

調べてみると、令和7年6月現在で、全国市町村の約27%に当たる約460市町村におきまして、比較的症状の軽い中等度難聴の方への補聴器購入費助成が行われておられるようです。

難聴につきましては、日常生活におけるコミュニケーションを難しくし、社会的孤

立、ひいては認知機能の低下につながるということも言われておりまして、補聴器を利用した音声コミュニケーションをサポートしていくことにつきましては、生活の質の向上のみならず、認知症予防においても効果が高いと認識してございます。

ちょっと調べてみると、助成につきましては、大体2万5,000円から5万円ぐらいの間で助成をされているというふうに認識してございますが、私ども本町の高齢化率の状況、また財政状況などを踏まえますと、実施につきましては、現在のところ困難ではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

取り組まれている自治体は、市の段階も町の段階もありますけれども、財政が余裕がないとできないことかもしれませんけれども、やはり気持ち高いですからね。だから少しでもそういうところで補助ができるような体制がどこからか捻出できないのか、そういうことも含めて私、お願いしておきたいと思います。これは豊能町に限ってではありませんので、豊能町の住民、高齢者の皆さんのが安心して暮らせるということに尽きたんですけどね、町長は、いいことをおっしゃっております。「不撓不屈の思い」、どんな困難や苦労にあっても決して心くじけず、強い意思を持って物事に立ち向かうという意味ですけれども、こういうことを言われております。その点、ぜひともそういう気持ちで町長を務められていると思いますので、ぜひともまた引き続き、考えていくいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それと次は、教育についてですが、これは、先日来、話が出ておりますけれども、

I C Tによる機器を使うほど成績が下がるというようなことが言われて、新聞にも載りました。私も持っている教育新聞にもいろいろ教育の方面の新聞にもよく掲載されております。調査結果がありますので、この本町の学校では、家庭ですね、使用時間を見決められているのか、その点成績が下がっているとか、そういう傾向があるのか、その点分かっておれば出していただきたいなと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

おはようございます。

令和6年度の全国学力・学習状況調査では、学習以外の用途、例えばゲームであるとか、動画視聴などで、I C T機器を使う頻度が高い子どもほど、学力のテストの正答率が低い傾向というものが示唆されています。

一方、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進め、課題の解決に向けて、自分から取り組んだと考える児童生徒ほど正答率が高い傾向が見られています。

課題の解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど考えをまとめ、発表を表現する場面で、I C Tを活用している傾向が見られ、その両方に取り組んだ学校グループの児童生徒は、それ以外の学校グループに比べて、各教科の正答率が高い結果が見られています。

また、約9割の児童生徒がI C T機器は、分からぬことがあったときに、すぐに調べることができる。画像や動画、音声などを活用することで、学習内容がよく分かる。友達と考えを共有したり、比べたりしやすくなると考えているなど、児童生徒はI C T機器活用に高い効力感を実感しています。

ＩＣＴ機器は、理解を助ける視覚的体験的な教材として、紙教材にはない強みがあります。

ただ、ＩＣＴ機器の使用については、使用の仕方に注意が必要であると考えています。

本町におきましては、学校や家庭でのＩＣＴ機器の使用時間については、健康に気をつけて時間を決めて使用すること、また30分に1回は目を休めることを推奨しているところです。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

そこまできちんと使用時間とか、そういうのを決めてやるということは、一番大事だと思います。今、健康管理とか、そういうところでの問題も出てきておりますので、そのところできちっと子どもたちが守れるように、指導していっていただきたいと思います。これ以上、目が悪くなったり、いろいろ健康被害が起こらないようにしていただきたいと思います。

私ども、それこそ字引きのように、すごく便利に使っておりますのでね、確かにＩＣＴというのは、すぐに分かるいいものだと思いますけれども、それだけに考えなくともいいようなことも起こってくるというふうに思いますので、その点十分に指導していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

最後に一つ、切れ目のない子育ての保育ということで言います。

育児休業をしている方は、切れ目のない保育を望んでいます。継続を望んでいるのに、1年半で退所しなければならないというような場面もありますが、そういうふうに言われてて、そのためには、産休をしている方が2か月ですか、自分でまた延長して、

子どもを見なければならぬ。本来見なければならぬけれども、働いてるがゆえに迷惑もかけられないとか、そういうようなところでの保育制度の改善が求められているんですが、その点はどのようにお考えなのか。ぜひ、ここは切れ目のない保育ができるようにしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

現在、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例において、保育の必要性の認定基準を規定しており、その中で育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所等を利用しており、当該育児休業の間に当該保育所等を引き続き利用することが必要であると認められることを保育の必要な理由の一つとして規定をしています。

現在、豊能町では、この理由による保育の認定期間は、育児休業取得期間として、育児休業の対象となる子どもの出産後、1年6か月を経過する日を属する月の月末までを限度とするというように規定をしています。

国におきましては、子育て支援の充実と併せて育児休業制度の様々な見直しが実施されています。

本町におきましても、育児休業制度の趣旨を踏まえて、育児休業の継続利用につきましては、以前から検討課題として認識しております。この件につきましては、来年度の入所から適用できるように制度の見直しを実施してまいりたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

御理解いただけてありがとうございます。そういうことで悩んでいる育児休業をされている方がおられまして、切実な思いで訴えておられました。これは何人もいてるというわけではありませんけれども、しかし、育児休業をされている方にとっては、切実な問題ですので、その点、改善、制度を改正といいますか、見直していただくということは本当に喜ばれると思いますし、安心して保育、子育てできるというふうに思いますので、ぜひとも来年度からは、その制度が変わっているということを願って、今日の質問を終わらせていただきます。

皆さん、ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

以上で、高尾靖子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時30分といたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、池田忠史議員を指名いたします。

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

おはようございます。

議長より御指名いただきましたので、1番・池田忠史、一般質問を始めさせていただきます。

まずは、救急についてです。

救急車は、事故などの大けがや急病などで緊急に病院で診察が必要な人が利用するためのものです。速報値ではありますけれども、消防庁の昨年のデータでは、救急車の出動件数は約772万件、全国ですけどね。搬送件数が676万件となっています。これは、単純にですけれども1分間に全国のどこか

で15件の出動があり、そのうち13人は病院に搬送されているという計算になります。

データが出ている中で見ると、コロナの2年間は、減少をしています。その際には、やはり病院でコロナに感染したりとか、そういうのを避けるために軽傷者で本当は救急車を利用するまでもないような方が敬遠されて、利用が大きく減少したというのが何か見れるそうで、このコロナのときが救急車の適正利用に近いんじゃないかというふうに見ていている方もおられるそうです。

ただ、そこを越えた後、またここ2年ぐらいで急激に救急搬送、出動の件数が増えておりまして、昨年の出動件数、先ほどの772万件というのは、1963年から集計を取つてるそなんですけれども、その集計を取り始めて以降で最多となったそうです。

やはり救急車を利用するに当たっては、適正な利用が必要だと思うんですけれども、なかなか軽傷者で利用される方が多いのがいまだに見受けられるということだそうです。

まず最初にですけれども、豊能町で、救急車の出動状況はどのような感じになっていますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

豊能町管内の救急出動状況でございますが、令和4年から6年度までの3年間を調べました。令和4年度が1,226件、令和5年度が1,264件、令和6年度が1,342件と年々増加傾向にございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

そうなんですよね。豊能町も年々少しづ

つ増加傾向、高齢化が進んでいるというのもあるのかもしれないんですけど、年々増加傾向がありまして、これを1日で見ると、大体1日3.5人というか、出動が3.5回と言ったほうがいいんですかね、という形になっています。

現在、豊能町には、西地区と東地区に1台ずつ救急車が配備されておりますけれども、1日3回の出動を考えると、救急車の平均なので1日多いときにはもしかしたらもっと多くて、ないときには、1日ゼロということもありますので、この東西1台ずつの配備で運用はちゃんとうまくできているのか、お伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

箕面消防とは、毎年1回、夏頃ですかね、先日もございましたが、その辺の出動状況等の報告、それだけではないんですけど、向こうの事務担当と話合いを持ってございます。

その中では、救急件数も増加傾向ですけど、出動に支障を来しているというような報告を受けておりませんので、おおむねそのような問題は今のところないのかと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

私のほうも確認しましたところ、やはり箕面市との広域連携が豊能町はしておりますので、豊能町の2台が、もしも救急車が出た場合には、箕面市のほうから来ていただいて、待機していただける体制が整っているということで、増加傾向にはあるけれども、今の現状は何とか運用はちゃんとで

きているというようなお話を確認させていただきました。

ただ、豊能町は、高齢化率が50%を超えて、さらに高齢化が進みますので、さらなる救急車の利用の可能性も出てくるということを考えると、なかなか今まで、現状がどうなのかというところが心配なところもあります。

年齢の話で、消防庁のほうから出てるデータは、いろんなデータが出てますので、年齢別の出動の割合というのも出てまして、65歳以上の高齢者が救急車を使われるうちの63.3%、これはあくまで全国ですけどね。18歳から64歳の成人の方で29.1%、7歳から17歳の少年と言われる部分で3.4%、あと生まれてから6歳までの子どもたちで4.3%となってまして、やはり高齢者の利用が非常に高い状態になっているというのが、消防庁のデータで年齢別のデータでも分かるんですけれども。

先ほども申し上げた豊能町は、高齢化率が50%を超えていまして、人口のうち、2人に1人は65歳以上という形になっていまして、豊能町の年齢別の利用状況が、もし分かることであれば、お伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

御質問が65歳以上の救急車の利用の割合ということでしたので、その部分について調べております。

令和6年度の救急出動件数は1,342件のうち、65歳以上の利用割合は77%でございました。前年度と比較して横ばいの傾向でございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

豊能町の場合は、全国平均に比べると、やはり高齢者が多い分、割合がかなり高くなっています。やはり高齢者の利用が今後も増えていく可能性が高いのかなというふうに思われます。

また、先ほどから救急車の適正利用の話をしてますけれども、傷病別ですね、いわゆる救急車を本当に呼ぶに必要かどうかということですと、実際、救急車を呼ぶまでもない軽症の状態で救急車が呼ばれているのが46.8%、救急車を呼ぶか呼ばないかで、呼ぶかなというところの中等で44.6%、これでほぼ90%ぐらいですね。それ以外、本当に重症で呼ばれているのが7%と、亡くなつたので呼ばれているのが1%ちょいというふうになってまして、やはりまだまだ軽症者で利用、これは全国ですけれども、軽症者で利用されているというところが多いように思われます。

豊能町のほうも、やはりその適正利用というのがやはり何度も言いますけれども、救急車やっぱり必要は必要ですけれども、本当に必要な人が使えるようになるために、適正利用が大事だと思うんですけれども。例えばですけど、救急車を1回出動させた場合、もちろんこれ、全部公費で出されてるわけなんで個人負担は一切ないんですけどももしも個人で負担した場合、救急車1回出動で一体お幾ら万円かかるか、御存じでしょうか。というか、もうこれはちょっとこちらのほうで言わせてもらいますけれども、1回出ると4万5,000円ぐらいかかるているんですよ。それはもちろん公費負担されているわけなんですけれども、やはり本当に必要な方にとって安いですけれども、必要でないと言ったら語弊がありますけど、本当に使うべきでない人がその金額を使って救急車を1台動かすというのは、

大変いろんな意味で財政的にも負担がかかることで、やはりこの辺は、これだけかかっているんだということをあまり皆さんに大々的に宣伝するようなものでもないかも知れないですけれども、やはりこういう負担がかかってて、財政にも大変な負担がありますということをちょっと知つていただくことも大事なのかなというふうに私は思います。

今、これは救急車の話ですけれども、実際、病院のほうに救急搬送されて、救急車の有料化の話が今ちょっと話題にもなってるんで、もうある市とか県とかでは、実際、救急車を使って病院に運ばれても軽傷で救急車を呼ばなくてよかつたんじやないかというような方には、お金をもらうようなところもあるんですよ。

今、茨城県と松阪市のほうでは、そういうことをされているんですけども、豊能町の近隣で、例えば救急搬送されたときに、病院のほうで、選定療養費、いわゆる今、個人とかでもそうですけど、まずは個人の病院に行ってもらって、紹介してもらって、上のというか、もう一つ大きい病院に。また、さらに大きい病院にという中で、実際にきなり大きい病院に行った場合には、高額な初診料が取られるという、その部分の金額になるんですけども、そういうふうなものを取られるところが、茨城県と松阪市ではあるんですけども、豊能町近辺で、もしも救急搬送されて、そういったようなお金が取られるとかいうような病院は、今現在、どこかにあるのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

御質問の選定療養費でございますが、こ

れは、初期の診療は、地域の病院で、高度専門医療は、大きな病院で行うという医療機関の機能分担を目的に設定された制度で、紹介状を持参せずに受診をした場合に、患者が負担する費用との認識をしてございます。

近隣の病院で、本町から、例えば緊急救急搬送している病院の中では、選定療養費を取っているという話は聞いてございません。なので、ほかにも担当のほうに聞いたんですが、そのような選定療養費を取っている医療機関があるという話は聞いておりませんので、本町から救急搬送している医療機関は、選定療養費を取っていないのではないかというような認識をしてございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

近隣で、まだそういう有料になってるところはないと私のほうも聞いてますけれども、先ほど申し上げた松阪市の場合だと、市内にある大きな病院、3病院では、先ほど言った軽症で運ばれて、もし救急車を使う必要がなかった判断された場合には、7,700円の選定療養費が取られます。

また、茨城県では、22病院で、そういうふうなことをされてまして、病院によって値段がちょっと変わるんですけども、少ないところは1,100円から、一番大きな病院だと1回1万3,200円、これ、救急車で運ばれて、救急車の利用の必要がないと判断された場合には、強制というか、もちろんですけど、支払いの際に請求されます。

適正利用の判断がなかなか、どこまでが救急車を呼んでいいか、若しくは、自分で病院に行ったほうがいいかという判断がなかなか難しいので、これ実際、病院の判断も何を基準にしてという判断基準がなかなか

か設定するのが難しいので、あまり広がりが今のところはなく、ただ、有料化は、先ほども一番最初にお伝えしたとおり、出動件数は今までで一番増えていますし、今後も増える見込みである以上、本当に必要な方が使えない状況が続くようであれば、そういう有料化が今後進んでいく可能性もあると思うんですよね。

じゃあ、どうすればいいのかということで、大阪府、全国そうなんですかねでも、救急車を使っていいかどうかの判断に悩んだ場合には、相談する場所がちゃんとあるんですよ。電話をかけて、全国の場合は、多分一番近いところにつながるんだと思うんですけども、電話の「#（シャープ）」を押した後に、「7119」と電話をかけると、救急安心センターというところに電話がつながりまして、そちらのほうで症状を聞いてもらって、それであれば救急車を呼んでくださいとかいうような判断をしてもらえるというような電話があります。それは、大人だけでなく、子どもは子ども用の電話相談がありまして、「#8000」というのをかけると子どもでそれが必要かどうかというのの判断をしてもらえる。うちも昔ですけれども、子どもが高熱を出したときに、病院に連れていくか、どうしようかと悩んだときに、ここに電話をしたことがあります。熱が40度近くあったので、いや、さすがにちょっとそれはもう連れていってくださいということで、救急車を呼ばずに、夜間救急に自分で運転して連れていきましたけど、そういうのも相談ができるようになってますので、そういう相談窓口があるということを皆さんにもっと周知して、適正利用を進めていけばいいと思うんですけども、こういう周知は、今現在、豊能町ではできているんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

救急安心センターおおさかは、急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、病院に行ったほうがいいのか、応急手当の方法は、近くの救急病院はどこかなどの迷ったときに、電話番号、先ほど池田議員おっしゃっていただきました「#7119」、又は、「06-6582-7119」に電話をすると、相談員、看護師、医師の支援体制の下に24時間、365日、病院やけがの緊急性の判断や応急手当、適切な救急病院の案内について対応しており、緊急性のある場合には、センターから最寄りの消防署へ電話を転送し、そのまま救急車を呼ぶことができる窓口でございます。

御質問のこの周知につきましては、定期的な広報誌への掲載、年に1回程度、掲載してございます。ホームページ、あるいはイベント開催時や消防署の窓口等で周知を行ってございます。

また、介護保険に関する書類を送付する封筒の裏面に、消防署からのお知らせということで、この救急安心センターおおさかの電話番号等を掲載し、周知をしている状況でございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

これは、ちょっと先ほどから消防庁のデータをいろいろ使ってお話しさせてもらったんですけど、救急搬送の適正利用の話を何度もしますけれども、全国の各都道府県ごとの出動件数というのも出てまして、大阪府は、残念なことに人口の割合からするとかなり高いんですよ。東京都で、約1,400万人の人口がいる中で、年間の救急搬送を

されてるのが94万件ぐらいなんんですけど、大阪、人口が全体で約880万人ぐらいなんですけど、その中で70万件ぐらいありますと、比率でいうと、東京で6.7%ぐらいなんんですけど、大阪は7.8%近くあるんですね。なので、豊能町はどうとかいうわけではなくて、大阪全体でちょっと残念な感じで、呼ばれているのが多いのはいいことですが、その中で本当にどれだけ必要なので呼ばれているのかということもありますので、やはりそういった本当に必要かどうかの判断の基準になる、そういう救急安心センターですね、そういうのを皆さんによく知つてもらって、適正利用をしていただくように、さらなる周知をしていただければと思います。

実際、救急車を呼びましたと。救急車を呼んで、救急搬送されるわけですけれども、豊能町の場合、豊能町内に大きなというか、総合病院はないので、なかなかそこに運ばれるわけではなく、近隣の大きな病院に運ばれるということになると思うんですけれども、例えばですけど、救急搬送で受け入れ、二次もしくは三次救急ぐらいで受け入れになるんだと思うんですけど、やはり受け入れてもらえるところを、救急車を呼んでから搬送までの時間をできるだけ短縮することも考えて、どこかの病院と、豊能町で救急車を呼ばれた場合は、もちろんかかりつけの病院がある方は、それぞれその病院が優先されるのかもしれないんですけど、そういうじゃない方にとっては、どこかの、例えば病院の名前を出すと駄目というか、あまりよくないので、川西であったり、箕面であったり、池田であったりというところの大きい病院というところと、連携協定じゃないんですけど、そういうふうなものをして、豊能町で救急車を呼ばれた場合には、優先的にと言ったら変ですけれども、受け入れを

してもらえるような、そういうような体制を整えることはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在のところ、総合病院との連携協定を締結している事例は、調べた限りではございませんでした。この件については、事務委託先の箕面市消防と連携を取りながら、連携協定で、そのような優先受入れができるのかというの、ちょっと事例研究していきたいと思います。

あと、この連携協定、全国的にも担当に聞いたんですが、そのような協定を結んでいる事例は確認できませんでした。

本町は、総合病院を持っていないんですが、持っていないからといって、その受入れが優先、あるいは、例えば箕面市民が優先されるであろうとかということはないと聞いてございますので、その辺の状況も踏まえて本当に連携協定が効果的なのかどうかも含めて、それはちょっと箕面市消防本部と1回確認をしながら、もしそれが効果的ということであれば、取り組んでいきたいと思いますが、全国的には、町村は非常に多くございます。その中でもそのような事例はちょっと確認できませんでしたので、救急搬送ですので、どこに住んでおろうが、一定の対応はしていただけると思っておりますので、その辺も踏まえて、今後ちょっと研究はしていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

もちろん、今、人の命がかかってて、この病院が優先でとか、そんな話ではないのはもちろん分かるんですけど、ただ、豊能町の場合、近くの大きい病院まで行く間に、結構な距離がある。市内に住んではる人らに比べると時間もかかるということを考えると、事例としてないのかもしれないんですけど、一番にここにもうすぐに搬送するというのが、近くで決まっていれば、その時間の短縮という言い方は変ですけど、短縮ができ、亡くなる可能性のある方が助かるということにもつながるかと思いますので、そういったことも検討してはどうかなと思ったので、あくまで提案としてさせていただきました。

それで、これはちょっと適正利用云々の話からちょっと話はずれますけれども、今年もそうなんですかとも、昨年、記録的な猛暑が続いて、5月から9月までの間で、全国的に熱中症による救急搬送が約10万人近くあったそうです。今年もかなり梅雨明けが早く、最近ちょっと涼しくなってきましたけれども、ずっと猛暑というか、酷暑というか、そういう暑さがずっと続いたんですけれども、そういった熱中症に対して予防であったりとか、そういったものの情報提供というのは、豊能町のほうではできているんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

ただいま御案内もございましたが、今年の夏は、統計開始以来、最も暑い6月と7月になったほか、7月の終わりには、最高気温35度の猛暑日を観測した地点数が過去最多となりまして、8月に入りますと、国内の歴代最高気温が全国各地で続けざまに

塗り替えられ、群馬県伊勢崎市では41.8度を観測するなど酷暑が続いております。

本町といたしまして、熱中症に対しまして、お子様から高齢者まで各年代に応じた対応が必要と考えてございます。町の広報誌7月号に掲載させていただきましたが、またホームページ等での注意喚起に加えまして、昨年10月に開始いたしました見守りサポート事業におきましても、室内の熱中症指数が上昇するとアラームで知らせる熱中症見守りの仕組みを活用しております、看護師が定期的に利用者に連絡をするなど体調をうかがうような形でサポートを実施させていただいております。

この暑さは、まだ続く見込みでございまして、気象庁の向こう3か月間の長期予報によりますと、全国的に暖かい空気に覆われやすいため、気温は高いとされておられまして、厳しい残暑が続くと予測されてございます。

今後も保健師等がお子様のおられる御家庭に連絡する機会や、地域包括支援センターから高齢者や、その御家族に連絡する機会を通じまして、日々過ごされている状況を聞き取りながら、必要に応じて熱中症予防に関する案内を行うなど、様々な形で引き続き、注意喚起に努めてまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

ちょっとこの質問するに当たって、豊能町で今年、熱中症で何人救急搬送されたか、ちょっと確認してみたんですよ。実はですね、先日確認した時点で5人だそうです。ほぼほぼ皆さん、熱中症で運ばれることなく、お元気に、ちゃんと対策されてるのかなというふうには思いました。

ただ、熱中症は、特に高齢者の方にとつては、体温の調節がうまくいかなかったり、暑さ・寒さを感じにくくなったりということで、熱中症になりやすいとかいう話もありますし、やはり注意喚起だけはですね、これからも今後こういうのが来年、再来年続していくように思いますので、周知できるようにしていただきたいと思います。

本当に酷暑が続くタイミングでは、例えればすけど、ホームページ上でもトップページのところに「熱中症に注意しましょう」みたいなのをちょっとバナーを作るなりして、もうちょっと目立つようにするとかいうのもしていただいたらいいのかなと。熱中症を豊能町のホームページで調べると、ちょっと奥のほうにあるんですよね。なので、そういったその時期だけでも、ちょっとトップページとか、若しくはお知らせのところにちょっと上がるようとにかくしてもらったらいいのかなというふうに思います。

先ほどから言ってる高齢化が進んで、救急車の利用等がだんだん増えてきておりで、やはり救急の搬送ももっと急を要するような事態が起こり得る可能性もあります。

今、全国で三次救急、本当に危険な状態の人を受け入れる救急センター等が312か所あります、その中でも本当に特殊な疾患を取り扱うような高度救命救急センターというものが全国で50か所あるんですね。

また、ドクターヘリが全国58か所で運用されています。近隣でいうと、京都は滋賀と連携しているので、京都自身にはドクターヘリはないというようなこともあるので、大阪府もですけれども、大阪府だけでいうと三次救急を受け入れているところは16か所、その中でも高度の救命救急センターは3か所、ドクターヘリは阪大のみ、1か所のみの受入れとなっていまして、急を要す

るドクターへリの運用というのは、なかなか全国、あるのはあるけれども、やはり事故の心配とかもあるので、広がりがある程度のところで止まっているようです。

今後、ドクターへリというような運用も考えると、今現状、豊能町には、ヘリのヘリポートがないんですよ。グラウンドで着陸してもらうようなことがあるんですけども、ヘリコプターのプロペラの風で砂ぼこりが舞い上がって、家が近くにあるところだと、近隣の家のほうまで砂ぼこりがすごい飛んでいくとかいうことで、かなり問題になつたりもするらしく、ドクターへリが来る場合は、消防車が水を撒いて、砂ぼこりが上がるのを予防するという運用をしているんですけども、豊能町にそういうことをしなくともヘリコプターが発着できるようなヘリポートを今後設置する予定はございませんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ヘリコプターは、基本的には、航空法第79条により、空港等以外の場所では、離着陸してはならないとされておりますが、捜索、あるいは救助を目的とする場合は、この限りではなく、航空法第81条の2において、安全を確認できれば大臣の許可を受けることなく、離着陸できるとされております。

ドクターへリにつきましては、この航空法に基づいて、あらかじめ指定した場所に臨時着陸して救助や救急搬送活動を行っております。

豊能町内のドクターへリポートは、現在5か所、これは東能勢中学校、東能勢小学校、高山コミュニティセンター、吉川中学

校、東ときわ台小学校がございます。いずれも専用ヘリポートではありません。専用のヘリポートの設置につきましては、小型ヘリが十分な、小型ヘリは全長13メートルほどございます。それが十分な安全が確保できる場所で、少なくとも一辺が約35メートルを超える正方形の平地が必要であり、かつ、救急車からドクターへリへ負傷者や患者などのスムーズな搬送に適した場所であることが条件になってきます。

したがいまして、豊能町内に専用のヘリポートを設置することについては、町有地で考えますと、条件に合った場所を選定することは非常に難しい状況でございます。

例えば、大阪府が整備する木代地区道路維持管理基地、これは仮称でございますが、そこの中でドクターへリポートとして、使用することができないかなど、今後、協議調整を図っていきたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

今もおっしゃっていただきましたけれども、希望ヶ丘というか、木代というか、土砂災害があった後のところに大阪府のほうで防災基地をつくる予定となってまして、そこには、ヘリポートと備蓄倉庫と、あと道路も一応つくるような話は聞いています。一応、当初の計画からかなりずれてまして、私、木代に住んでまして、木代には、何かあるたび、都度都度報告があるんですけども、以前いただいたこの報告書の中でいうと、今現在、令和7年には、ヘリポートの整備工事は始まってないと駄目なんですね。調整池とか、いろんな基盤工事とか、その他はもう終わってる計画なんですが、かなりずれてまして、大阪の池田土木のほうで確認しましたところ、なかなかちょっと計画、いろいろと位置がちゃんと決まら

ないとか、ヘリポートももともと予定していた場所ではちょっとよくないから、別の場所にしたほうがいいんじやないかとかいう、防災の関係の方からの御提案があって、ちょっと変えようかというような計画とかで、計画が少しずつ変わって、なかなか進んでないということですけれども、最終的には、その計画自体は進んでますので、今おっしゃったように、それを豊能町も一緒に使って使える、もちろん救急搬送だけじゃなくて、豊能町は山の中にありますし、何か大きな災害があったら、陸の孤島となる可能性もありますので、そういうときにも、もちろん物資の搬送であったり、病傷者の搬送であったりということはいろいろできますので、豊能町としても一緒に協力して、ヘリポートに限らず、防災基地について一緒に考えて、協力というか、どういう形になるのか分からないですけれども、やっていってほしいと思います。

もうこれは、ここで一旦終わります。

次に、道路の管理についてですけれども、今、豊能町は、東西それぞれ大きな国道が1本ずつ走ってまして、それに府道であったり、町道であったり、いろんな道がつながっているわけなんですけれども、道路の管理について、これ質問ではなくて、こっちのほうで、ちょっと時間がないので、あれさせてもらいますけれども、国道、府道については、大阪府というか、豊能町は池田土木がしてまして、町道とか、あと里道とかもそうですけれども、一部違うところもありますけれども、基本的には、豊能町が管理しているという状態だと思うんですけれども、今現在、春からずっと青々といろんな木が茂ったり、草が生えたりとかした中で、一度も草刈りされずに、道路の草木、歩道もそうですけれども、草木が繁茂してガードレールも草で隠れてガードレー

ルが見えないとか、車道のほうに草が倒れかかってきたり、もしくは木の枝が出てきて、もう道路の端のほうは通れないで、一部車がちょっと反対車線のほうにはみ出してきたりとか、そういうことが今現在、多々あると思うんですけども、こういった管理については、年間どういった計画でされているのか、お伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、町道の管理のほうからお答えいたします。

町道のほうの除草につきましては、交通量の多い道路を中心に年間契約で業者に委託しております、このうち歩道、街路樹のある路線につきましては、おおむね年3回程度の剪定を行っております、順次作業を行っている関係で、地区によっては、時期は前後はするんですが、おおむね梅雨明け、お盆前後、それから3回目が10月から11月頃をめどに計3回ほど行っているというところです。

あと、年間契約に入っていない路線も当然ございまして、そちらのほうの例えば除草等につきましては、パトロールとか、住民の皆さんとの通報等によりまして、交通に支障があると判断した場合は、そこを中心に契約している路線の除草作業と併せて予算の範囲の中で、局所的に対応しておるというところでございます。

あと、国・府道のほうの除草なり、剪定につきましてですが、大阪府の池田土木事務所さんのほうが管理しております、そちらのほうに確認したところ、年1回ということにして、除草のほうは、場所にはよるんですが、6月から8月末頃をめどに除

草しておると。

あと、樹木の剪定については、11月中旬から12月中旬頃をめどに実施しておるということで聞いております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

まさに草を刈ったりする理想というのは、年3回ぐらいが理想と言われてまして、それこそ梅雨明けぐらいに1回、9月から10月ぐらいに、ちょうどいっぽい茂った頃に1回と、あと冬を迎える前に軽く刈っておくと、3回刈っておくと、草、ちょうどいい感じで管理ができるというような話みたいなんですが、町道はまさにそんな感じで管理をちゃんとしていただけているみたいなんですが、国道がかなりひどいんですよ。皆さん、車で走られると思うんですけど、こんなことを言ったらあれですけど、妙見口から牧までの間の北向きに行くと右側、もう道路のほうまで草が生い茂ってますし、歩道もすごいことになってるんですよね。反対に向くと、池田方面に向いていくと高山口から止々呂美の間の右左両サイド、もうすごいんですよ。この辺って西地区、東地区を行き来する道路でもあるんですよ、高山口とかあの辺は特にね。だったら、やはり年1回じゃ、ちょっと草刈りが足りないと思うんですよね。今現状、まだ刈られていないということは、まだ全然なわけですよね。この間、池田のほうの下のほうというか、久安寺に近いところはちょっと刈られていたみたいなんですけど、箕面、豊能町辺りはまだ全く何の刈りもされてなくて、先ほども言ったとおり、ガードレールも見えないような。カーブを曲がるときにも、草で先が見えないみたいな、そういう危険な状態になっているので、その

辺は、やはり府とか国とかのほうに、もう少し適正な管理をしてもらうように、要望なり、もう少し強く言っていただいたほうがいいと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国道、特に国道423号につきましては、除草もそうなんですが、山側からの木のほうが大分車道側のほうに出てきておりまして、それが原因で、例えば大型車両がそれを避けるがために中央線のほうに寄ってくるということで、交通の危険性があるということを認知しております、それを踏まえて大阪府池田土木事務所のほうと、毎年年1回、最低1回は町長を含めた意見交換会をやっておりまして、その場でも町長のほうからも言っていただいておりますし、年1回の政党の要望が先日もありまして、その中でもこの件については、強く要望させていただいているところであります。

以上です。

○議長（永並 啓君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

それと同じく、草だけじゃなくてですね、先日も大雨が降った際に、それこそ高山口から先のところで、側溝に木々が積もっていて、側溝が詰まって、土砂が道路に大量に流れ出して、側溝に流れていたはずの土砂が流れ出して、あれ、そのまま行くと、例えばその土砂の上でブレーキでも踏もうもんならそのままスリップして、事故するというようなこともありますし、先ほど言った野間口の道もそうですけど、側溝の掃

除が全くされてないんですよ。ここ数年、多分1回もされてないんじゃないですかね。私、結構あちこち車で走りますけど、すごい大雨が降ると、側溝から道路のほうに水がジャンジャカ流れているんですよ。やはり、その側溝の掃除ももっと要望してもらってしてもらうようにお願いしたいんですけども、それはいかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

要望させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

以上で、池田忠史議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時半といたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永谷幸弘議員を指名いたします。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

皆様、こんにちは。議長より御指名いただきましたので、7番・公明党、永谷幸弘の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

理事者におかれましては、いつも言っておりますけれども、町民の暮らしの向上や、安心・安全のまちづくりのための積極的な、また具体的な答弁をよろしくお願い申し上げます。

早速ですけれども、質問に入らせていただきます。

まず、通告書1点目の改葬許可申請書の

添付書類の簡素化について、質問をいたします。

6月会議でもお話しさせていただきました。お墓に納骨されている遺骨を何らかの理由により、別の場所へ移す場合には、改葬許可書がないと次の納骨場所では、受け入れることができません。

改葬許可書は、現在、納骨されている場所の市区町村役場で、改葬許可申請書を入手しまして、必要事項を記入の上、必要書類を添付することで、改葬許可書となります。つまり、公的機関がこの遺骨は間違いなく誰々さんだと認めまして、証明したものになりますので、受入先は、問題なく受け入れることができます。これが改葬許可書もなく、受入先に納骨してくれと言つても無理な話でございます。どこの誰のか分からぬ遺骨を受け入れることはできませんし、それがもしも違法性のある遺骨だったとしたら、受入先は、罰則を受けることにもなってしまいます。靈園管理者等が適正な維持管理を行うためにも、役所が証明する改葬許可書が絶対必要となるわけでございます。

6月定例会におきまして、町内のお墓に埋葬されている遺骨を別の場所へ移す場合、本町では、どのような手続や書類が必要となるのか伺ったところ、「改葬許可の申請の際、埋蔵証明書の原本と受入証明書の写しの両方を求めています」との答弁をいたしております。

そして、現在、府内43市町村のうち、35市町村が受入証明書を必要としていないと質問したところ、「近隣で必要としている自治体では、実際どのようにしているのかヒアリングしてからの対応になるのかと考えています」との答弁をいたしております。

そこで、近隣のヒアリングの状況と、あ

と府内全体では、どのような状況なのか伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、府内全市町村の状況までは、今回ちょっと時間的にもなかった関係上、ちょっとヒアリングは行っておりませんが、北摂地域の7市2町には、ヒアリングを実施させていただいております。

ヒアリングした結果ですが、議員がお示したとおり、改葬先の受入証明書などを求めている自治体については、北摂地域では、豊中市以外はなかったという状況です。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

6月定例会議の最終答弁に「前向きに検討させていただきます」との答弁をいただいておりますので、その答弁から、現在、6月から約2か月ちょっとたっておりますけれども、現在の進捗状況について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

自治体が発行しております改葬許可書ですが、この申請書の記載のある改葬先と異なるところに提出されると、この許可書は使えないという、そういったトラブル防止の観点から受入証明書の提出を求めてきたのが現状だったんですが、先ほども答弁したとおり、北摂地域の7市2町へのヒアリ

ングを受け、北摂地域の7市2町の中では、そこまで求めていないというところもありましたので、今後、この添付書類の簡素化、要は受入証明書を省略する方向で検討していきたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

受入証明書を省略する方向で検討しているということで答弁をいただきましてありがとうございます。

あと、これについてもですね、寺院、靈園等、また町民に対しての周知方法と時期など、今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

受入証明書の省略の開始時期なんですが、現在、改葬許可書の取扱いを変更する決裁の手続を今現在行っています。

また、この決裁終了後、議員御指摘の町内の寺院とか靈園への御説明が必要と考えております。

また、住民に対しても、例えば本町のホームページ等での周知を行う必要がありますので、受入証明書の省略の開始時期につきましては、切りのいい令和8年1月を予定しておるところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

来年の1月からということで、大変喜ばしいことだと思います。進捗もしっかりと把

握していただいて、滞りなく進めていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、通告書2点目の「朝の小1の壁」の対策について、質問いたします。

「朝の小1の壁」の対策というのは、なかなか聞き慣れない言葉なんですけれども、知ってるところはかなり知ってるところなんんですけど。保育所から小学校への進学をきっかけに働く親が子どもの預け先に困るのをこの「小1の壁」と言うんですけれども、これがございます。共働き世帯が増える中で、社会の変化に対応した取組が急がれております。

「小1の壁」というのは、保育所に比べて子どもを預けられる時間が短くなることで生じるものでございます。

従来から言われてきました放課後の時間帯とともに保護者の頭を悩ませているのが、登校前の「朝の小1の壁」、保育所では少し時間がゆっくりあったんですけども、小学校になれば少し早く出なければならぬので、保護者が頭を悩ませているということでございます。

保育所の多くは、午前7時台から子どもを預かれる一方、小学校の登校時間は、8時以降が大体一般的でございまして、私も毎朝立っておりますけど、大体7時50分ぐらいから登校してきてまして、大体8時ぐらいには、私は光風台小学校ですけれども、小学校に入る時間かなという認識でおります。

それは一般的ですけれども、対応できない保護者ですね、例えば、子どもを家に残して、先に出勤したり、子どもが開く前の校門近くで待つといったケースが現在生じております。

こうした実態を把握するために、こども家庭庁は、昨年に全国の市区町村に対しま

して、子どもの朝の居場所に関する調査を実施しております。

そこで、まず、本町は、このこども家庭庁の調査に対して回答したのかどうか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

こども家庭庁のほうから、小学校の長期休業中における子どもの居場所に関する調査という形で、昨年度調査があり、本町としても、それに対して回答をしたところでございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

この調査について調べてみましたけれども、全国1,741市区町村を対象に行いました、1,017自治体から回答を得ましたということですね。平日の朝に、「子どもの居場所確保に向けた取組を実施している」と答えた自治体は、僅か1.4%に当たる14、「実施に向けて検討中」は、1.7%の17でございました。

対して、「実施していない」「未検討」も含めますけれども、これは96.7%の約983に上っております、残りは無回答だったということでございます。これは、産経新聞の記事から載っておりました。

5月9日に、こども家庭庁が公表した報告書によりますと、小学校の登校時間より早く保護者が出勤する場合の対策として、子どもの朝の居場所確保策を実施や検討している市区町村は、計3.1%という、僅かそういう結果にとどまることが分かっております。就学後に届先が見つからず、保護者の仕事との両立が困難になる「小1の壁」が問題となっている中、やはり環境整備が

進んでいない実態が浮き彫りとなっております。

そこで、本町は、このこども家庭庁の調査に、どのような回答されたのか、具体的な話になりますけれども、伺いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

今回の調査のうち、市町村への調査として質問があった項目につきまして、次のとおり回答しております。

まず、質問の中で、「平日の朝の子どもの居場所確保に向けた施策の有無」という問い合わせに対しては、「実施していない（未検討）」というふうな形で答えております。

あと、平日の朝の子どもの居場所確保に向けた施策を行うことができない理由といったとして、「居場所運営に従事する人材の確保が難しい」という形で回答をしております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

実施していない、これは全国的なデータの話ですけれども、実施していない、未検討、実施に向けて検討中の自治体に複数回答で課題を尋ねますと、「居場所運営に従事する人材の確保が難しい」が70.0%と最多と。豊能町も一緒なんですけれども。

「居場所の確保・調整が難しい」が42.9%と続いております。

一方で、「朝に自宅以外で子どもが過ごせる場所があれば利用したい」と回答した小学生1年生の保護者は、4割を超えております。特に都市部では、利用を求める声が多いということでございました。

これは、一つの例なんですけれども、東京都豊島区では、4月から全区立小学校で、朝と放課後の見守りサービスを本格実施しておりますと。東京23区では、初めての取組で、朝は学校の用務員さんが校内で子どもの見守り体制を取っております。

また、近隣では、豊中市では、昨年4月から全市立小学校に民間警備会社の見守り員を配置しまして、7時から体育館などで受け入れております。

先ほどの部長からのお話で、昨年のアンケートによる平日の朝の子どもの居場所確保策については、「実施しておりません」という回答でしたけれども、それから約1年少したってありますけれども、現在でございますけれども、本町において、再度聞きますけれども、朝の居場所確保策を実施されているのかどうか伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

本町におきましては、現在のところ、朝の居場所確保策につきましては、実施しておりません。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

社会状況の変化は、当然あるんですけれども、実質的には、先ほども言いましたけれども、利用したいという方が約4割という実情でございますので、今後、朝の居場所確保の検討を進めていく考えが教育委員会としてあるのかどうか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

先ほど議員おっしゃられたとおり、「朝の小1の壁」は、保育所よりも小学校の登校時間が遅いため、保護者の働き方に影響が出たり、保護者の出勤後に子どもたちが家や校門の前で待っていたりすることが課題となっているものです。近隣では、先ほどおっしゃいましたとおり、豊中市が令和6年4月から実施しております。本町の小学校では、現在のところ、8時から8時15分の間に開門をしており、子どもたちは、その開門の時刻に合わせて登校するようにしております。始業前の子どもたちの居場所づくりにつきましては、先ほど申し上げたような課題もあり、現在のところすぐに行うことについては、困難であるというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

財政面もございますので、なかなか難しいということは理解しておりますけれども、来年から、4月から東西で義務教育学校が開校いたしますよね。このタイミングに合わせて、やはり本町でももう少し前向きに取っていただいて、この方策といいますか、取り入れていってはどうかと考えますけれども、その御見解を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

来年4月から開校いたします東西で開校する義務教育学校が開校する段階での導入については、現在のところ難しいと考えています。ただ、今後も他市の動向につきましては、注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

今年の町政運営方針、町長が書かれてるんですけども、基本指針の1番ですね、「住民主役のまちをつくり出すひとつづり」、この中の9ページにございまして、まちの未来につながる教育の推進において、このように書かれております。「保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに」、次に云々と書いてあるんですけども、まさしく保護者の子育てと、就労の両立を支援しますと、それを検討をすると、検討を行いますと書かれております。ですから、このようなところを考えて、もう一步踏み込んでいただきたいなと考えておりますので、「朝の小1の壁」について、町政方針から町長の御見解を伺いたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、社会情勢も変わってまいりまして、共働きの御家庭が多くなっているように私も実感で感じております。加えまして、豊能町の場合は、大阪市とか大都市を中心とする方々のベッドタウンとして大きくなってきたということもあります。これから転入策についても考えていかなきやならないというような状況の立ち位置にあると思ってございます。

その上で、豊中市においては、午前7時からの見守り事業を実施しているということは承知をしてございます。

本町におきましては、先ほど担当部長のほうから回答させていただきましたように、

居場所の運営に従事する人材の確保、それから財政状況、これについても踏まえていかなければならないと思ってございますが、先ほど申し上げましたように、豊能町のまちづくりからしますと、その辺りもしっかりと取り組んでいかなければないと考えてございます。

今後も豊能町として、子育てのために、どのような施策を実施していくのか、町全体で取り組みながら考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

答弁は要りませんけれども、保育所から小学校に上がるお子さんをお持ちの保護者の方にも、アンケートとか何かを取り上げて取っていただきたいな。これは要望ですよ。どんな感じかなというのを知りたいので、要望ですけれども、アンケートを取っていただきたいと思います。

それでは、次に、通告書3点目の東西の義務教育学校の熱中症対策について、質問いたします。

近年、夏場の気温が上昇傾向にありますて、35℃を超える猛暑日の日数が非常に多くなっております。特に、今年は41℃を超える想像を絶する気温の上昇が見られております。そして夏の期間はもとより、夏を迎える前から熱中症への注意と対策をしっかりと行わなければならないという状況にあります。

猛暑を災害と捉えまして、熱中症対策など安全面からも屋外の暑さ対策が求められまして、近年、水の気化潜熱を利用するミスト冷却、ミストシャワーが夏季の暑さ対策として、特に注目されております。特に、屋外の不特定多数の人が集まるような施設、

この資料は、大阪・関西万博会場、そういうところで、また場合によっては、町なかや駅前などでミストシャワー装置を目にすることもあると思います。メーカーの説明資料によりますと、ミストシャワーは、水の気化熱を利用して、空間の温度を下げる蒸発冷却法という原理を使用しております。空間でミストを発生させることによりまして、気化冷却の効果により、噴霧空間の温度が低下することになります。

なお、ミストシャワーは、大別しまして、二つの方式がございまして、一つは、一流体ミストと呼ばれまして、ポンプなどで加圧された水をノズルから噴霧する方法、それはミストの粒径がやや大きく、人によつては、水ぬれ感を感じことがあります。

もう一つは、二流体ミストと呼ばれまして、エアコンプレッサーで圧縮した空気を使用する方法でございます。これは一流体ミストに比べて、より微細なミストを噴霧することができます。

この二流体ミストを活用する主なメリットとしましては、近くでミストを浴びてもぬれ感がない。風の影響を受けにくいことが挙げられます。私は、この二流体ミストを大変推奨しておりますけれども。

そこで、屋外の体育授業などで、少しでも火照った体をクールダウンできる熱中症対策としまして、東西の学園にミストシャワーの設置を提案したいと思いますが、御見解を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

ミストシャワーは、細かく霧状に噴射された水が蒸発する際に、周囲の水、熱を奪う気化熱の原理を利用して、冷却効果を發揮します。この仕組みにより、直接ミスト

に当たらなくても涼しさを感じることができ、周囲の温度が下がります。ミストシャワーは、短時間で体感温度を下げる効果が高く、強い日差しや気温が高い状況では、特に効果を感じやすいため、スポーツ施設や公園などでの野外で幅広く導入が進んでいます。

一方で、定期清掃やノズルの目詰まりに対する管理が必要となるという部分もあります。

熱中症対策といたしましては、現在、整備している西の義務教育学校におきましても、学校の全教室と体育館にエアコンを設置する予定です。

屋外での体育の授業時には、児童生徒の様子を観察しながら、必要なときには、児童生徒をエアコンの使用している教室や体育館に移動するなど体調管理をしながら安全を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

北摂7市3町の話になりますけど、箕面市では、令和3年4月1日から熱中症対策として、運動場内で日陰となる場所にミストシャワーを設置しています。また、島本町におきましても、小学校にミストシャワーを設置するなどして、熱中症事故の防止に努めておられます。

本町は、来年4月より、現在の2中4小からとよの東学園、とよの西学園の2校が開校いたします。このタイミングを踏まえまして、私はこのミストシャワーの設置は必要かなと考えるんですけれども、上浦町長の御見解を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

児童生徒の熱中症対策については、私も課題であると認識をしてございます。その中で、対策の中の一つとして、ミストシャワーという設置も一つは考えられるかと存じますが、それも含めまして、教育委員会と協議の上、児童生徒の熱中症対策について、十分しっかりと取り組んでいきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

それでは、続きまして、通告書4点目の文化と知識の発信拠点である「街の本屋さん」の存続について、質問いたします。

私たちが本と出会う機会は3通りございまして、図書館、ネット書店、そしてまちの本屋さんでございます。それぞれの持ち味がありまして、その中でも、まちの書店が危機的状況を迎えて、全国各地で現在減少しております。

地域の書店を存続させるために、我々公明党も推進しまして、現在、経済産業省が支援策を検討しております。これは、2025年4月17日現在でございますけれども。

書店は、長年、本との出会いの場として、子どもからお年寄りまで多くの人に愛されてきました。駅前や商店街などにある本屋は、地域の文化の担い手として、重要な価値があると考えております。

一方で、店舗数なんすけれども、2003年には2万880店舗あったものが、2023年には1万918店舗と、この20年間で店舗数が半減しております。

また、全国で書店が1店舗もない市町村は27.7%となっております。

本が減少する背景といたしましては、来客数の減少とか、後継者不足、書籍流通網の維持が困難、またネット書店との競合が挙げられます。

このような状況を踏まえまして、国におきましては、書店存続への議論がスタートいたしました。昨年3月には、経済産業省は書店振興を進めるプロジェクトチームを設置しまして、関係者へのヒアリングを実施しております。また、10月には書店が抱える経営課題を取りまとめ、現在、関係省庁と連携して支援策を検討中のことです。

我が公明党の取組といたしましては、長年、活字文化の振興を推進してきた立場から、昨年5月には、書店の関係団体から厳しい経営状況などを聞きまして、6月には、当經産部会が当時の齋藤経産相と面会しまして、書店振興に必要な施策の実施を強く要望いたしました。

そして、4月14日の参議院決算委員会では、公明党の窪田参院議員が書店振興策といたしまして、書店経営者向けの補助金の活用促進や、書店と図書館の連携・共存を主張、武藤経産相は、課題解決に向けた書店活性化プランを早期に策定し、読書環境の熟成につなげる考えを示しております。

そこで、本町におきまして、書店と図書館の連携はどのようにになっているのか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

本町の図書館におきましては、まず継続購入している雑誌につきましては、町内の書店から購入をしています。

また、書籍の一部についても全てではな

いんですけど、一部につきましては、町内の書店から購入をしているところです。

連携という形になりますと、書店のほうには、図書館で開催するイベントなどのポスターを掲示していただいたりという形で御協力をお願いをしているところでござります。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

次に、本町におきまして、保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校の教材購入時における書店との連携は、どのようになっているのか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

まず、教育委員会が一括で購入いたします小中学校の教科書につきましては、全て町内の書店から購入をしています。

また、小中学校・幼稚園・保育所及び認定こども園・留守家庭児童育成室が購入する教材の図書につきましても、一定数を購入し、町内の書店が維持できるように努めているところでございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

町内唯一の書店が維持できるように努めているという、力強い答弁をありがとうございました。

我々も、これからも町の本屋さんを守るために、国・府としっかりと連携を取りながら、全力で支援に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、次に、通告書5点目の前立腺がんの早期発見に役立つP S A検査費用の助成について、質問いたします。

令和5年6月の初質問より、今議会で5回目でございます。粘り強く質問しております。私の継続は力なりという私のあれなんですけれども、5回目でございます。

2023年、これは国立がん研究センターのがん統計予測でございますけれども、前立腺がんの罹患数が大腸がんを抜いてトップになっております。

御存じのように、早期発見には、このP S A検査が有用でございまして、早期診断・早期治療へつなげるためにもP S A検査費用を助成してはどうかと訴えてまいりました。特定健康診査の中でもオプションで、P S A検査がございまして、これは今、実費でやっておりますけれども、それを何とか助成できないのかというお話をさせていただいております。

過去4回、上浦町長から様々な答弁をいただいておりまして、ここで御紹介させていただきます。

1回目の令和5年6月定例会議の答弁でございます。「今後の検討課題で、前に進めていきたいと考えています」という答弁をいただいております。

2回目は、令和5年12月定例会議で、「北摂7市3町のうち、7市1町が実施しているような状況でございますので、それも鑑みまして考えさせていただきます」という答弁でございました。

3回目ですが、令和6年9月定例会議では、「財政面のこともございますが、前向きに検討させていただきます」という答弁でございました。

4回目が令和7年3月定例会議では、「今後も内部にて十分調査・協議をさせていただいて、結論を出していきたいと考え

ています」という答弁でございました。

町長、ありがとうございました。

いよいよこれから5回目でございます。

前立腺がんの早期発見に役立つこのP S A検査費用の助成について、再度になりますけれども御見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

前立腺がんは、早期に発見して、適切な治療を行うことで、治癒が望める生存率の比較的高い部類のがんでございます。早期発見には、先ほど御案内もございましたように、P S A検査が非常に有用であるという認識でございます。

本町におきましては、その必要性も認識する一方、財政面での課題もございまして、これまで実施には至っておりませんが、近隣市町の実施状況も参考にしながら、対象者や自己負担額、受診できる頻度をどうするかも検討に含め、前向きに進めてまいります。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

「前向きに進めてまいります」という答弁をいただきましたけれども、財政面もなかなか当然かかってきますし、なかなか判断が難しいかなと思うんですけれども、再度になりますけれども、5回目の答弁となります。上浦町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

何度か御質問いただきしております、私のほうからも前に進めていきたいというような考え方で回答させていただいてございます。それも踏まえまして、令和8年度に向けて総合的に判断をしていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

力強い答弁をいただきました。令和8年度に向けて総合的に判断していくということございます。

これには、かなり財政のほうもかかってきますので、いろんな方法を考えていただいて、対象者を誰にするとか、例えば、各年に年齢制限をしてやるとか、いろんな方法があると思うんですけれども、豊能町にとって、やっぱり財政面でもあまりかからないような形の私は身の丈に合ったそういう施策が大事かなと思っておりますので、まずは一歩前進ということでお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、通告書6点目の認知症の予防にもなる英会話講座の開催について、質問いたします。

この6点目の通告書を書くときに、認知症のことがすごく頭にあります、やはり特に豊能町につきましては、高齢化率が50%を超えておりますので、ますますこれからも高くなっていくこと、特にこの認知症の予防について、本会議で最後の質問になりますけれども、福祉の永谷で終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日の我が国が推進する認知症の予防へ

の取組における予防の意味は、特に認知症にならないということではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするとしております。残念ながら、現在の医学では、御存じのように認知症を完全に予防することはできません。

しかし、認知症についての研究が進むにつれまして、認知症になりにくい生活習慣とか、食生活などが明らかになってきております。

そして、WHO（世界保健機関）が発表してます認知症予防ガイドラインを基に、認知症予防には、効果的な五つの取組がございます。

一つ目は、外出の機会を増やす。2点目は、人との関わりを持つ。3点目は、生活習慣病予防、持病を治療する。4点目は、聴力低下の確認と対策。5点目が栄養バランスのよい食事でございます。

本日は、2点目の人との関わりを持つに絞って、質問をさせていただきます。

認知症予防には、人との交流が大切でございます。特に、会話をすることは重要でございまして、会話は脳と口を動かすすばらしいトレーニングでございます。近所の人との挨拶や、スーパーの店員さんとの簡単なやり取りも立派な会話でございます。社会との接点を持ちまして、積極的にコミュニケーションを取ることで、思考力が鍛えられまして、脳が活発に活動します。

そこで、人との関わりを持つということに関しまして、本町において、どのような取組をされているのか、この点について伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

認知症は、加齢によることが最大の発症リスクでありまして、高齢者人口が上がるほど認知症の方の数が増加するとされています。

本町におきましては、既に高齢化率が50%を超え、発症リスクの高まる後期高齢者数も増加することから、介護予防や認知症予防をいかに効果的に実施するかが課題となつてございます。

本町におきましては、5歳若返り教室といたしまして、5か月を1クール、1回のクールが約20回ほどでございますが、この中で、運動、座学、知的活動の三つを組み合わせた介護予防事業を実施してございます。15名を定員としておりますが、御参加されます皆様の中で見知らぬ方々が自然とコミュニケーションを取り、社会参加や人との関わりを持つことも事業効果として実践できているのではないかと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございました。様々な施策をやってらっしゃることを確認させていただきました。

私からは、これから紹介します取組につきましては、東京都文京区で、今年度から開催しております高齢者向けの英会話講座「今からはじめる！シニアイングリッシュ」でございます。

これは、公明党の区議会議員が2023年10月の区議会におきまして、シニア向け英語講座を実施している自治体の事例を紹介して、高齢者の健康維持・介護予防の観点から、英語を学ぶことによって、認知症の予防になると強調され、講座の開催を提案、実現したものでございます。

今年の7月30日の公明新聞に載っておつ

たものでございますけれども、その内容につきましては、65歳以上の区民が対象で、講座の参加枠は二つ。できるだけ参加者の状態に合わせて丁寧に進める観点から定員は各8人ずつと少人数にしております。挨拶や自己紹介、気持ちの表現など、日常生活で役立つ英語を学びながら、自己を表現できるようになることに重点を置きまして、今回のテーマを設定しております。子ども向けの英語の曲を歌いながら、手や足を動かす準備体操を楽しむ時間を設けております。日頃使わない英語で、外国人講師とコミュニケーションを取りながら、楽しく学ぶことで、脳の活性化を図って、認知機能の衰えを防ぐのが狙いとしております。

そこで、今後も高齢化率が高くなる本町におきましても、この文京区の事例を参考にしまして取り組んではどうかと考えますが、御見解を伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

御案内のございましたシニア向け英会話講座は、自ら外出して他者とコミュニケーションを取ることで、運動不足を解消し、社会参加を実現していること、また、英語を学ぶという知的活動を行うことで、脳を活性化させるという効果も期待できるというように考えてございます。

また、実施されておられます文京区におきましては、介護予防に関する事業が数多く展開されており、その一つとして、シニア向け英会話教室が実施しておられるようですけれども、文京区における近年の外国人住民の増加など日常生活にも関わる内容となっており、効果的な展開がなされていると思います。

本町におきましても、御案内のあった事業も参考にしながら、住民のニーズをしっかりと把握し、どのような事業が効果的で参加しやすいか、また展開できるかを十分考えながら、今後も展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございました。

今回の9月会議で6点にわたって質問させていただきました。様々な答弁をいただきましたけれども、これからも町政のためにしっかりと前に進んでいただきたいと思います。この点も踏まえまして、最後、これをもちまして永谷幸弘の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、永谷幸弘議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、13時ちょうどでお願いします。

（午後0時12分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川敦司議員を指名いたします。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ただいま議長のほうから御指名をいただきました中川でございます。

この9月の定例会議の一般質問におきましては、教育関連、その他、また道の駅、そのような内容についての質問を取り上げておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げるものでございます。

では、通告書の1番目の教育関連、これ

についての質問になります。

令和2年の10月会議の補正予算で、小中一貫校施設整備費用が可決しております。私は、東地区から西地区への通学に道を開くことを条件に賛成をさせていただいた、そのような経緯がございます。その後の令和2年の12月の一般質問では、学校選択制について質問させていただき、義務教育学校がスタートするまでに、小中学校の通学区域審議会にて審議していくとの答弁を当時いただいたところでございました。

そして、前回6月の定例会議におきまして、その後の状況をお伺いをさせていただいたところでございますけれども、そのときの答弁でいきますと、審議会の答申、これにつきましては、東学園は東地域全域、そして西学園は西地域全域ということで、その後、学校説明会、そういったところで内容をお伝えし、その御意見も踏まえて、最終的には、教育委員会会議で決定していくという、そのような御答弁だったと、このように記憶しております。

そうしまして、その後、この義務教育学校の保護者の方への説明会、こういったものが、それぞれ西や東で開催をされておったと思いますが、この保護者の方から、どのような御意見が出ていたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

今回、東西両地区で、義務教育学校開校に向けた学校説明会を開催いたしました。東地区では7月26日土曜日には12名、29日火曜日には9名、全部で21名の御参加でした。

令和4年度から小中一貫校として一部スタートしておりますので、保護者の方はあ

る程度イメージが持てており、御参加があまり多くなかったのではないかと思っております。

西地区につきましては、8月1日金曜日が54人、2日土曜日が78人、合計132人の御参加がありました。

東地区の御質問の中では、保幼小中一貫教育の具体的な取組、特に4・3・2制の導入についての御質問であるとか、学校給食はどうなるのかという御質問、部活動を西学園と一緒にできないのかという御質問がありました。

西地区におきましては、5・6年生の50分授業は、子どもたちへの負担が大きいのではないか。義務教育学校のデメリットについての対応、また急に学級の人数が増えることに対する不安や、スクールバスの利用についての御質問などがありました。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。

ということは、この御意見、参加された保護者の方からの御意見の中には、東から西へ通いたいとか、また逆に、西のほうから東へ通いたいという、そういう御意見はなかったというふうに認識をさせていただきました。

しかしながら、東地域の方では21名参加ということで、全体のどれぐらいの人数の割合になるのか分かりませんけれども、当然ながら、参加されていない方、そういう方からも意見というか、何かそういうものはいただくようなことは行ったんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

先ほど申し上げました説明会の中では、特に御意見はありませんでしたが、義務教育学校の通学区域を決める際の通学区域審議会、その中におきましては、保護者の委員の方からは学校選択制についての御意見、これを導入してはどうかという御意見がありました。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今、仙波部長のほうからの御答弁で、いわゆる東から西へとかいう、そういう学校選択制的な、そういうふうな意見が出た事実がありましたというふうな話がありました。それは、保護者説明会に参加された方がどうかまではちょっと分からぬといふことでよろしいのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

先ほどの審議会で御意見をいただいた方については、保護者説明会に参加されたか、されていないかについては把握しております。

なお、説明会に御参加されていない方について御意見をお伺いしたということについては、今のところございません。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ということは、参加されていたかどうかは別にして、取りあえず東から西へとか、そのような通いたいという、そういうふうなことも可能にならないかみたいな、そのような御意見があったというのは大事な部分かなと思います。

そう考えてみると、当日この説明会に参加された方の中からは、21名かな、東の方

ね。その中からは、東から西へというそのような御意見はなかったけれども、もしかして参加されてない21名以外の方からは、そういう御意見が出る可能性が当然あるんかなと、私はそのように思ったりもしたわけでございますけれども、そういった意味で、いわゆる東から西へ通う、また、あるいはその逆に、西から東へ通うという、そういうふうなことができるような、いわゆるこの義務教育学校の通学区域ですね、これについては、今後どんなふうになっていくというか、どのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

義務教育学校の通学区域をどうするかにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、通学区域審議会等においてもそういった御意見があったことを受けて、7月の教育委員会議の中で議論をさせていただきました。その会議の中では、東西間を徒歩で通学することは基本的に難しいこと、部活動については、今後、学校単位ではなく、地域展開を基本として考える必要があることも含め、7月の教育委員会議の中では提言どおり、町の東地区はとよの東学園、西地区はとよの西学園とするのがよいのではないかという御意見が多数ございました。

しかし、この教育委員会議の議論の中では、先ほど議員がおっしゃられました令和2年の豊能町議会10月会議におきまして、現在の2小2中を前提とした小中一貫校施設の基本設計・実施設計に係る補正予算、これが可決された経緯につきましては、十分な説明はしておりませんでした。

今後、義務教育学校の通学区域の中では、教育委員会議の中で議論をいたしますが、

この2小2中の方向性を決定づける補正予算につきまして賛成いただいた議員の中には、先ほどおっしゃられましたとおり、東地区の方がクラス替えのできる西地区、西地域への小中一貫校へ子どもを通わせたいとの保護者の御意見に対するアクションには、積極性を感じないものの、小中一貫教育の振興のこれ以上の遅れは、子どもたちにとっても避けなくてはならないという思いから、西地区への通学に道を開く積極的な議論をすることを条件に、条件付賛成とする。あるいは、2小2中に附隨する施策として、一つに、今年度中、これは当時の令和2年度中になりますが、今年度中に子どもを持つ家庭への大胆な増加策を示すこと、あと一つは、豊能町全体を一つの校区として、それぞれの家庭の考え方として、東西どちらの学校でも行けるような選択ができる施策をしていただくということを条件として賛成するとの賛成討論がございました。

この2名の賛成票がなければ、予算が成立しなかった状況であること、この点については、教育委員の皆様には説明した上で議論をしてまいりたいと考えています。

なお、教育委員会議の議論の結果、通学区域の結果にかかわらず、東地区の学校、西地区の学校を今後どうしていくかにつきましては、今後も議論をしていく必要があると考えています。

小規模学校における教育は、一人一人に細かな対応ができるというメリットもございますが、子どもの人間関係が固定してしまい、場合によってはそれがデメリットとなる可能性もございます。こういった点を再度確認し、今後、学校の在り方については、教育委員会議であるとか、学校運営協議会の中で継続して検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今、仙波部長のほうから御答弁があった、令和2年10月会議のいわゆる討論の内容を今、お二人の議員の討論の内容を紹介していただきましたけれども、その初めの1名は私、中川でございます。後半のもうお一方は、お亡くなりになった川上元議員さんなんですね。その我々二人の条件付賛成といいますか、それがなければ、当時のこの小中一貫校の設備費用、これは可決しなかった、これは事実であります。そういう意味で、そのような大きな大きな一部分、その一部分をしっかりと分かった上で、この通学区域を決めていく必要があるんかなと私は思っているんですけれども、そういったところの部分が欠けておったという、審議会においての。その辺りは、何でそのようなことになったのか、分かる範囲で御説明いただけますでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

そのような議会の御意見といいますか、議会の賛成に当たってのそのような御意思、これにつきまして、今まで教育委員会議の中で十分な議論ができていず、なおかつ、通学区域審議会の中でもそういう保護者の方の御意見があるというところにつきましては、丁寧に御説明をさせていただいたつもりなんですけれども、議会の中でそういう御意見があるというところについては直接触れることができませんでした。そこについては、真摯に反省をした上で、今後、議論していただく教育委員会議の中では、引き続き丁寧に説明をさせていただいた後に、もう一度議論をしていただ

ければというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

理由を聞いてますけど。なぜ、そういうのを議題に上げなかつたのか、上がらなかつたのか、忘れていたのか、どういう理由かを聞いています。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

理由につきましては、さっき御意見としていただいた2名の議員の方々の御意見、これについては、通学区域を自由にするこというところが趣旨というふうに考えておりましたので、その趣旨のほうを説明すれば、教育委員会議の中で、そういう議論になるというふうに考えて、通学区域の自由化というところについて御説明を差し上げました。議員の方からこういった議会の中で、こういう状況であったということについて御説明できなかつたことにつきましては、私どものほうがそういう形で説明をできなかつたというところでございます。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

まず、今部長が申し上げましたように、令和2年10月の経緯について御説明できなかつたというのは、本当におわびするところでございます。

ただ、通学区域審議会を開催するに当たり、座長のほうにお願いしましたのは、通学区域の選択制であるとか、自由化という御意見はあるので、それについては座長のほうから触れていただきたいというお願いは、事前にしておりました。第1回目の折に、その意見があるということを会議の中では申し上げていただいたんですけども、終わりました後、私聞かせていただくと、それについての意見は出ませんでしたとい

うことで報告いただきまして、第2回目を迎えたときに、先ほど部長が申し上げたように、保護者委員の方のほうから、選択制とか自由化ということが保護者の中では声が聞こえましたという報告を受けたという状況です。

ですから、全然意識がなかったというわけではないんですけども、令和2年の10月の議員のお二人の討論の中での御発言を詳しく伝えられたかということになりますと、それはできておりませんでしたので、誠に申し訳ございません。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

いわゆるその協議の場で、私なり、お亡くなりになった川上議員の思いといいますか、そういうものをしっかりと伝えていただく、今回伝わっていなかつたんやけどね。そういうふうな部分がきちんと伝わつておったならば、もう少し変わった形で議論も深まっていく。そういうふうにも私も思ったんですけども、その議論をこれからも何か先ほどの答弁でいくと、続けてやっていきたいということですけれども。ということは、いわゆる通学区域の最終的な決定というのは、その議論が全てやり尽くされてから結論が出ると、そのように考えておったらよろしいでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

先ほど申し上げたと同じような答弁になりますが、先ほどの2名の議員の方々のそういう御意見、それも踏まえた上で、教育委員会議の中で議論をしていただき、議論をした上で、最終的に教育委員会議の中で決定するというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

いつ頃というのは、まだ未定ですね。今聞かれてますけど。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

来年度の4月に開校ということで、以前の一般質問の中で、別の議員の方に御回答させていただいているんですけども、やはりもうこの時期、夏までに決定をして、保護者の方に周知をしていかなければならないというふうに教育委員会としては、思っております。ただ、今回、反省すべき点、きっちと説明できなかつたことがありますので、次回、9月17日に教育委員会議を開催予定なんですが、その折に、今回、議員の皆様からいただいた御意見、令和2年の10月の状況等を再度御説明させていただきまして、その上で通学区域審議会の答申も併せて最終的には、9月17日で決定してまいりたいというふうに考えております。

ただ、その中では、教育委員さんの御決定でございますので、その中で審議が全くされないと、そういうことになって御意見があるようでしたら、それについては教育委員会としての次期決定になるんですけども、今、私、事務局のほうとしましては、9月17日には決定してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

しっかりと議論をして決めていきたいと。できる限り、双方向に通えるような形にしてもらいたいと私は思ってます。

もう一つ付け加えさせていただきますと、豊能町の地域は、御存じのとおり、東西にそれぞれに義務教育学校ができると。その

東西それぞれの特色が全然違いますんで、こちらの東地域は、やはり少人数の学級といいますか、そういうふうな学校である。西地域、吉川中学校に来年新しくできますけれども、こちらにつきましては、大規模とは言いませんが、中規模校ですよね、そういった全然特色の違う二つの学校が東西にできるわけでございまして、そういった意味で、私は令和2年の10月会議のその後の12月の定例会議で、八王子市が行っている学校選択制の話を一般質問で取り上げさせていただいた経緯もございます。八王子市というのは、横長かな、東西に長細いそういう地域ですけれども、八王子の駅前とかは、非常に住宅が、いわゆる栄えている。それに対して、東の地域は山間地域ということで、そういった意味で向こうも同然ながら豊能町と同様に大規模校と、そして小規模校みたいなのが存在するので、そういったものをこちらからこちら、またこちらからこちらみたいな、そういうふうな、いわゆる通学の学校の選択ができる。そういう制度を導入している地域でありますて、だからまさに豊能町と同じやなと思ってね、それで私は一般質問で提案をさせていただいたわけでございますけれども、もし、豊能町として東地域、西地域が相互に行き来できるような、こういうふうな、いわゆる通学制度がもしもこれできるならば、これ、非常に私は世間にとてものすごいアピール材料になるんちゃうかなと。豊能町、そんなすごいことやっているんやみたいなね、そういうふうなことにも私はつながると思うので、ぜひとも教育委員会の場でもそういう話をしてもらつたらいいと思いますよ。中川議員がこんなこと言ってましたよと言ってね、どうぞ、そういうことも言った上でしっかりと議論を深めていただいて、東から西へ、西から東へと通える、そういう

制度をつくっていただきたい、そのことをお願い申し上げまして、この件については終わらせていただきます。

そうしましたら、その次の項目に移させていただきます。

私、議員になって8年になるんですけれども、私は、東ときわ台小学校という学校がございまして、その子どもたちの見守りを毎朝、毎朝というか、休みの日はやりませんけれども、平日、学校のある日は、交差点かな、東ときわ台8丁目、9丁目のあそこの交差点の辺りで立たせていただいて、見守りをさせていただく。子どもたちが集まってきたら、そこから小学校までしっかりと付き添って学校まで届けていくというか、そういうふうな活動を毎日のようにやらせていただいておるんですけどね。

ところが来年の4月になりましたら、いわゆる学校が、小学校が全部三つ向こう廃止になって、吉川中学校で義務教育学校が始まるということで、当然ながら子どもたちの通うルートも当然変わりますけれども。そうなってくると、この子どもの見守り、ボランティアで、私もそうですけど、やらせていただいている方は結構いらっしゃると思しますけれども、こういうふうな子どもの見守りというのは、今後どんなふうになっていくというふうに考えておいたらいいんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

西地区の義務教育学校での子どもたちの登下校につきましては、現在、各小中学校の保護者代表と地域の方で構成される学校運営協議会の中の通学路等安全対策部会、こちらで検討していただいております。

その中で、登校班の実施や通学路の検討、

そして登下校時の子どもの見守りについても協議をさせていただいております。

登下校の見守りにつきましては、これまで定点に立ち見守る。もう一つは、登校班に付き添って見守る。保護者が交代で見守るなど、現在のところ各学校における取組状況は様々なところでございます。それらを踏まえながら、保護者、若しくは地域の方がどういった形で、今後、子どもたちが安心・安全に登校できるのか、この方策については、現在検討しているところでございます。

また、地域であるとか、保護者の方々については、その検討結果については、早急にお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今御答弁にもありましたけれども、定点に立つという見守りの仕方、それから、私たちみたいに学校まで付き添っていくという、大きく分けてそういう2種類のやり方があるんかなと思うんですけども。例えば、私は今、東ときわ台なんぞ、来年4月の義務教育学校が始まると、学校までの距離はさほどでもないので、今いてるところから付き添っていって学校まで連れていってあげるというようなことは、物理的にそんな無理ではないな、可能かなと思ったりもしてましてね。ただし、新光風台とか、シートスとか、ああいう辺りの地域の見守りの方だったら、多分学校までついていくとなったら相当な結構な距離になるんかなと思ったりもするので、そういう場合には、やはり定点に立っていただく、そういうのが私は好ましいのかなと思ったりもしまして、光風台ぐらいだったら学校までついていってあげることも可能かなと思いますけど、

その辺り地域的な部分もしっかりとと考えた上で、この地域はこんなふうなやり方、この地域はこんなやり方、そういうのをやっぱり考えていかないかんのじやないかなと。どことも学校まで連れていくんやみたいなことになると、大変な地域も出てくるかと思いますけれども、その辺りもしっかりと考慮を、地域柄というか、そういったのもしっかりと考慮をしてあげれるのかどうか、その辺りちょっとお伺いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

今も地域の方々におかれましては、登下校の見守りについて大変御協力をいただいております。

先ほど議員おっしゃられましたように、通学の経路が完全に変わってしまうところとかもありますので、そこにつきましては、今現在、新しい通学路がもうほぼ決定するような状況になっておりますので、今後はその通学路をお示しした上で、地域の方々が御無理のない範囲で、どこまでできるのかということにつきましては、今後地域の方々にもそういった情報を提供した上で、また皆様に御協力をお願いできればというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

もう少しお伺いしますけれども、小学校の見守りについては、それぞれの小学校でボランティアの方が活躍いただいているかと思いますけれども、我々、東ときわ台小学校だけ何かこんなグリーンのベストがあって、何とか協議会かな、何かそういう名前が入ったものをいただいてまして、よくよく聞いてみると組織化されているという、

そういうことを聞かせていただいて、そういうのが東ときわ台小学校だけということらしいんですけども、そういうふうに考えていくと、今後のこの義務教育学校になったときには、そういう見守り体制、いろんな地域の方が協力し合ってやらなあからんから、そういう意味では組織的なそういう運営というか、そんなことも場合によつては必要になるのかなと思いますけど、その辺りはどんなふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

議員おっしゃられましたように、特に西地区のほうでは、先ほど東ときわ台の事例を出されたように、組織として、そういう形で地域で見守っていただいている地域もあれば、各個人のボランティアという形で見守りをしていただいている地域もございます。

その地域の特性もあるんですけども、今後それを全体的に組織化していくのか、その辺については、また今後、学校運営協議会の中で、地域学校協働本部というところも立ち上げますので、その中で引き続き議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

来年4月から始まる新しい学校の見守り体制、しっかり御検討をよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、次の質問に移ります。

次は、通学区域が変わるというふうなことも前提になるんですけども、今現在、いろんな辺々に飛び出し坊やの看板が結構

設置されてあります、しかしながら、かなり傷んできてる。もうポールの上に本来ついとかなあかんのがずれ下がってるとか、そんなような結構傷んでるような状態のものをたくさん見かけるんですけども、飛び出し坊やそのものの管理は、いったいどこが管理というふうに考えておったらいいんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

まず、東地区につきましては、以前 P T A で設置していたというふうにお聞きしております。これにつきましては、P T A のほうで、令和4年度に傷んでいるという部分も多かったので、撤去をされましたというふうにお聞きしております。

西地区の飛び出し坊やにつきましては、それぞれの地域においていろいろ設置とか管理をしているところが違うというふうにお聞きしております。自治会で管理しているところもあれば、現在、地域の方々の自分のところの前に置いてある飛び出し坊やについては、例えば台風のときにはちょっと倒しておこうかとか、そういうふうな形で個人のボランティアの方に御協力をいただいて管理をしていただいているというふうにお伺いしておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そうしましたら、傷んでいる、傷んでないは別にして、取りあえず、飛び出し坊やの位置そのものも、そうしたら通学区域が変わると設置の場所を変えるということも当然ながらそれを考えていくことになるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

先ほど申し上げました通学路等安全対策部会におきましては、通学路が変わることによりまして、今度また新たにどこら辺に危険なところがあるのかというところについてもピックアップをしております。そのようなところについて、例えば、見守りがどういう形でできるのかというところも考えております。そういう形で、今現在は、その危険箇所については検討しておりますので、もし飛び出し坊やを置くということになれば、設置場所が変わる可能性はあるのではないかというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

通学路が変わるので、いわゆる場所を変えることも当然ながらあるだろうということで、ありがとうございます。

最後に提案ですけれども、もう大分ぼろぼろにもなってるし、学校の通学路も変わると、どっちみち場所を移動するとか、もうそんなんするんやったら、一層のこと、もう新しいものを何か設置するようなことはできないものかなと思ったりもしております。ちょっとお金がかかる話なので、非常に申し上げにくいことではあるんですけども、学校も新しく心機一転するんやし、こういう飛び出し坊やも管理者、それぞれ管理しているのが地域だったりしておるという話ですけれども、何とかそういうのを一新して新しいものを設置してあげたらどうかと思いますけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

議員おっしゃられるとおり、令和8年4月から新しい学校が整備されるということころで、通学路等々についても変わるということについては、十分認識をしております。子どもたちの安心・安全、通学路に係る安心・安全対策をしなければならないということよりも十分認識をしておりますが、設置場所の検討については必要かもしれませんけれども、管理上であるとか、財政的な面も含めて現在のところ、町において新設するというのは非常に難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

ありがとうございます。取りあえず本当に子どもたちに、安全に安心して学校へ通えるように、そのような取組をしっかりとやっていただきたい。ちょっと新しいのは難しいかも分かりませんけれども、引き続きちょっと御検討いただければと思いましてよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、次の項目に移させていただきます。

次に、通告書のナンバー2であります道の駅についての項目に移ります。

本年3月の一般会計の補正予算におきまして、道の駅に関する事前調査事業が繰越明許費の補正として計上しておりましたけれども、この事業の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

道の駅に関する事前調査事業でございますが、令和7年3月定例会議の補正予算で

事業費をお認めいただき、事業費については、令和7年度へ全額繰越を行っております。現在の進捗状況でございますが、令和7年4月に、豊能町賑わい創出施設整備に係るPFI導入可能性調査業務の公募を行い、6月にプレゼンテーションを実施いたしました。その後、選定を終えて事業者と契約をしてございます。6月下旬に契約をしたところでございます。

事業者とは7月に事業計画、工程について打合せを行っており8月には、調査計画、基本方針の打合せも行ってございます。

今後は、12月頃にサウンディング調査を行う予定をしておりますので、サウンディング調査に向けて調査内容や、書類の作成や公募、サウンディング企業への説明会の実施を行っていく計画としております。

サウンディング調査後は、関心のある民間事業者や事業手法、事業費などの整理を行い、リスク分担などの導入可能性の評価を基に事業手法の評価、選定を行っていく予定をしております。報告書が作成できましたら議会への報告を行う予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今、スケジュール的な部分のお話を聞いていただきましたけれども、一番お尻の部分がなかったと思うんですけれども、いつその報告書ができ上がるという、当然ながら令和7年度内やと思うんですけれども、2月なのか1月なのかとか、その辺りはまだはっきりとしたことは分からぬんでしょうか。その辺りいかがでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

この契約は、令和8年の3月の上旬を期限としておりますので、それまでには、報告書としてまとめまして、また議会のほうに報告させていただきたいと思っております。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

私としては、もうしっかりと道の駅のような、こういう観光拠点といいますか、そんなんをしっかりと私は進めていきたいと私も思ってるし、いい結果が出てくれば、いい報告が出てくることを待ち望んでいるものでございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、次の項目に移ります。

次に、通告書の3番目、農業関連についての質問に移りたいと思います。

今現在、農地パトロールを実施するという、そのようにホームページ上に載っておりましたけれども、この農地パトロールの状況について、現状で結構ですのでお伺いしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、農地パトロールは、農地法第30条第1項に規定する農地利用状況調査のこととして、豊能町農業委員会が毎年1回実施することとなっております。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、今年度の豊能町の農業委員会が行う農地パトロールですが、この8月18日の月曜日から9月4日の木曜日の間で全農地を対象に、現在実施しているところです。本日、8月28日ですので、現在でいいますと、旧村9地区のうち、5地区が終了しておると

いうところです。

なお、この農地パトロールの結果につきましては、年内をめどに取りまとめていく予定となっております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

農地のパトロールですね、9月4日まで行われることですけれども、このパトロールで遊休農地とか、農地の違反転用とか、ないほうがいいんですけれども、そういったものが見つかった場合は、どのような対処をされることになるんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、この農地パトロールで遊休農地と判断した場合は、農地法第32条第1項の規定に従いまして、所有者に対してこの農地の農業上の利用意向についての調査を行う、いわゆる利用意向調査といったものを行うことになります。

この利用意向調査ですが、農地所有者等に対しまして、自ら耕作していくのか、若しくは、農地中間管理事業を利用していくのか、若しくは、誰かに貸し付けるのかなど、こういったものの意向を調査する内容となっております。

あともう一つ、議員からの御質問の違反転用等が発覚した場合の取扱いですが、まずは、事情調査を行いまして、その農地が違反是正指導案件なのか、許可案件なのかを整理しまして、農地所有者等に対して指導等を行っていくことになろうかと思います。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今、御答弁の中で、遊休農地については、このような対処をしますと。違反転用の場合、このような対処をしますというふうな御答弁でございましたが、特に遊休農地の場合、その農地をどのようにしていくのか。中間機構を通じて誰かに貸していくのかみたいな、そういうふうなことも調査をしていくというようなことがございましたけれども、この農地そのものの貸し借りというのが、本年4月以降は、農地の貸し借りは、農地の中間管理機構を経由するということが必要となっているというふうに私認識しておりますけれども、それ以前は、別に農地中間管理機構を経由せずに、普通に貸し借りができるみたいな、そういうふうな状況だったのかなと思いますけれども、今回のこの4月以降が農地中間管理機構を経由することが必要というふうなことになっているんですけども、その辺り貸し借りのやり方がちょっと変わってるというか、なってますけれども、その辺り影響とかはないんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、農地中間管理事業は、平成25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律というものが制定されたことに伴いまして、開始されたということで、その後、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されまして、今年の4月から農地の貸し借りは、議員御質問のとおり、原則として農地中間管理機構を経由して行うこととなっております。

この農地中間管理機構という公的機関な

んですが、農地を貸したい人から、農地を借り受け、それを耕作を希望する人にまとまりある形での使用をまとめて貸していくというそういった事業にはなっておるんですがこの事業のメリットとしては、貸手にとっては、契約期間が満了すれば農地は確実に返還されるというメリットがあります。

あと借手側の方にとりましても、長期的に経営計画は可能になるということで、農地を貸したい人・借りたい人双方にメリットがあるというところです。

議員御質問のほうなんですが、豊能町では、早くからこの農地中間管理事業を進めていたというところもありまして、現在では、農地の貸し借りのほとんどが農地中間管理事業を活用したものとなっておりますので、本町におきましては、改正法が施行された本年の4月以降、特に影響はないという状況でございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

いわゆる制度が変わったけれども、本町としては、豊能町としては影響はないという御答弁でございましたので、安心をいたしました。

そうしましたら、時間的に次が最後になるかも分かりませんが、次の項目に移させていただきます。

稲作で再生二期作、そういうものをやっている地域があるようでございまして、再生二期作といいますのは、春に田植をして、それから夏から秋にかけて一旦稻刈りをする。その稻を刈った後、その切り株から再び稻が伸びてくるといいますか、ひこばえというらしいんですけど、ひこばえが伸びてくると。このひこばえがさらに成長すると、また穂ができるというか、そ

ういった意味で、この稻穂を刈り取ることで、同じ株、1回春先に田植をしたら2回稻刈りができるという、そういうふうなメリットがあると言われておりますて、そういうメリットがある、こういうやり方ではあるでけれども、こういったものは豊能町でもどうなのかな、実施できないものかなと思ってちょっと質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

再生二期作についてのメリットは、先ほど議員のほうからおっしゃっていただきましたので、そのとおりだと思っております。

あと、従来の二期作と異なるところを比較しますと、1回目のこの収穫後に、再度育苗とか移植の作業がなくて作業量を減らして、労働力や資材コストを抑えることができるといったところもございます。

そういう中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構という、いわゆる農研機構というところが、この再生二期作について2021年・2022年にこの同機構の所在のある福岡県の試験場というところの研究で、まずはそれを行っておりまして、そこで大幅な低コスト生産が求められる。輸出米とか業務用米、そういうものの活用が期待される一方、その研究所では、デメリット的な内容なんですが、生育期間を通じて十分なこの養水、水の確保が必要であるとか、あと単年度に、稻作の量を増加にするのはいいんですが、次年度以降は、その農地の力というか、地力というんですが、こういったものが低下するおそれがあるというところで、今後は、これらの点に留意しながら現地実証実験を行

ってきたいということで発表されておるようです。

また、日本農業新聞、2025年1月の記事でも同様の内容の記載が紹介されておりました。

本町におきましては、現在、JA大阪北部管内で推奨しております、きぬひかりが再生二期作に適しているのかといったところは、現在のところ不明なところなんですけれども、しばらくは、国や農業機構等の実証実験を注視していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そうしましたら、時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

以上で、中川敦司議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時といたします。

（午後1時50分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小寺正人議員を指名いたします。

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

小寺正人でございます。

7月20日に参議院議員選挙が行われました。今回は、日本の国民に関心も高く、投票率も高かったようあります。選挙の結果、政権与党が過半数割れを起こし、大きな既成政党が不振な結果を招いた。それに対して、比較的小さな新しい政党が勝利する結果を得ました。新しい比較的小さい党が、SNS、これを駆使して国民に訴える

言動が国民の心に突き刺さったのではないかと私は感じております。小さな党でありますけれども、見たことがない人もたくさんおられたようで、それで私も聞いてましたら、当たり前のことを当たり前のように言ってたように感じました。それが共感を得たのではないかと、こういうふうに私は感じました。

テレビ東京の番組で、テレ東BIZというのがあります。感情を入れずに、投票結果のデータだけをもって、47都道府県の投票行動から見えてくる日本の政治地図という表に、地図に表してみた番組がありました。今回の参議院選挙の結果がずばり当たっているということが分かるいい番組だったと思います。

私自身、統一感のない無秩序な状態になったと、日本の政治が混乱していると、このように思います。

最近、3日前だったかな、FNN産経合同支持率調査でも、政党支持率は、自民が22.2%でトップ、続いて2番目に参政党が9.9%、3番目に国民民主が9.3%、そして立憲民主党が5.2%、公明党が4.2%、日本維新の会が4.0%、れいわ新選組が3.9%、共産党が2.8%、日本保守党が2.4%、チムミらいが1.0%、社民党が0.3%でありました。もうここから見えるのは、多党化という現象が起こっているのではないかと。この現象を一過性と見るか、それとも新しい多党化の時代の幕開けを見るか、どちらか上浦町長は、政治家としてどのように感じているか、御感想があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。簡潔に。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

新たな政治の時代を迎えたかどうかということでございますが、明確に判断するというの、難しいと思ってございまして、今回の参議院議員選挙におきましては、新しい政党が躍進したというのは確かでございます。

要因の一つは、日本においての国民の多様性、それから多様な価値観、これをどうくみ取るか、どう反映するか、既成政党がくみ取ることができること、それからできないことがあると思いますが、既成政党が十分扱い切れていない社会問題の受皿に新しい政党がなったのではないかなど。その結果、このようなですね、小さなというか、新しい政党が躍進をしたというのが一つの要因ではないかと思ってございます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

それでは、次に移ります。

前回、事前の通告がなかった質問だということで、もう一度やり直しなさいという意見がありましたので、再度やりたいと思います。

南河内地域の千早赤阪村、河南町、太子町、羽曳野市、大阪狭山市の5市町村プラス大阪府が合併を前提に入れた協議会を立ち上げました。そして第1回の協議会が5月28日に開催されたと、こういうふうに報道がありました。

財政力の弱い自治体が本気で合併を考える時代がやってきたのではないかと私は感じました。

町長、村長による首長会議が毎月大阪で開催されておられると聞いております。10町村の長、首長会議でも協議会の内容などの情報は、共有されているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

そういう状況は、どちらかといいますとマスコミから聞こえてくるんですけども、大阪府の市町村部局からも一定情報は頂戴しております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

一定の情報が流れてくるということでございますが、具体的に合併に際して、どのようなことが共有されてるんですか、流れてくるんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

実際にいろんなところのデータ等も含めて流れてくるというような状況ではないんですけども、南河内地域の5市町村の状況ですね、それについては、北摂とは随分と違う状況がございますけれども、そのような財政力の問題だとか、そういうことがやっぱり引き金となって、合併も視野に入れた広域行政について取り組んでいくというようなことを情報としていたいでいるということでございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

20年ほど前になりますか、豊能町と池田市の間で合併の協議会がありました。当時は、ちょっと不調に帰したように聞いております。私はまだ議員ではございませんでしたので詳しくは知りませんが、取りあえ

ず財政力が脆弱な豊能町にとって、近い将来に合併は避けられないのではないかと考えています。そのように感じておられる住民も多いようあります。町政を預かる町長として、また一政治家として、重大な問題であると思います。あまりオープンにできないかもしれません、いろんなことが起こる可能性がありますので、一応準備していかないといけないのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、豊能町でも実現はしませんでしたけれども、平成15年・16年、この辺りに池田市との合併協議会を立ち上げさせていただいて、合併に向け真摯に協議を進めてきたという事実がございます。

そういう意味では、いつの時代においても、さらなる行政の効率化、それから行政サービスの平準化、これを図るために、基礎自治体の垣根を越えた合併という言葉も視野に入れながら、広域化を進めていくことが非常に大切なと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

次に移りたいと思います。

学校跡地利活用、これに関して私は10年ぐらい前かな、もう少し前かな、大阪府は既に私立の高等学校の無償化に踏み切っておりました。これを利用すれば、豊能町に大阪府以外の市町村のこころでいうと川西や猪名川、宝塚、その辺りから豊能町に引っ越ししてもらえば、授業料を無償で高等学

校の無償化の恩恵にあづかることができるということで、私立の高等学校を何とか豊能町につくれないかということで、仙台市の学校とか、鹿児島県とか、富山市とか、大阪市の私立学校を視察して回ったことがあります。その中でも仙台市の聖ウルスラ学院、その学院の理事長をされている方が箕面市におられて、その方にお話をいろいろ聞かせていただきました。何度も仙台市には3回ぐらい行きました。でも、やっぱり学校経営というのは難しいと、なかなか難しいことであると。泥をかぶるような人材を1人絶対に連れてこんことには、こんなことはできませんということを話を聞いたわけです。それでなかなかこれは難しいのかなとずっと感じました。その間に、高等学校、教育の無償化というのがどんどん進んで、日本全国私立学校が無償化になるということになったので、ただの高等学校、ここにつくったってよその自治体からこっち側に住んでもらえるということは、もう考えられない状態になってしまった。

そういうところで、2年前に100億円もの寄附金を集めて工業高等専門学校、小さな工業高等専門学校であるけれども、それをつくった町がある、町というか学校があります。徳島県の「神山まるごと高専」という、通称そういう名前で通ってますけれども、このニュースを知って、一応1年半ぐらい前に行ったんですけど、たまたまインフルエンザで休校で中には入れなかったんです。情報だけ、これはインターネットでいつでも誰でも見れるようになってますので、何とか駄目もとでちょっと飛び込んでいろいろこういうやり方、寄附金を集めて、みんなが考えもしなかった工業高等専門学校、準学士になるのかな、5年生の学校ですね、これがなかなかいい人材がたくさんおるんですよね。いい人材を輩出している

ので、このような特色ある学校を豊能町に呼び込めないかと、民間のです。そういうはかない夢かも分かりませんが、そういうことをやってみてはどうかと、取り組んでみてはどうかと思いますが、どうですか。面白いアイデアだと思いますけれども。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

御質問が学校跡地の活用に関して先ほど議員がおっしゃっていた神山まるごと高専ですか、そのような学校を誘致すればどうかというような御質問と受け止めました。

この神山まるごと高専の学校なんですが、先ほども議員がおっしゃったように、5年制の私立高等専門学校でございます。校舎と学生寮がございまして、2023年の3月に竣工と。4月に開講されておるということで、ホームページ等で拝見しております。まだ5年制の学校なので、今3学年ほどいらっしゃるのかなと。1クラス40名で、5年間で200名の学校を目指されているということで拝見してございます。

この学校の立ち上げの際、もともとこの町は、企業がたくさん進出されておるということで、この設立にも、まち・ひと・しごとの創生推進事業の寄附を活用して、その資金に充てられているというのをホームページで拝見しております、ホームページでは4者ほどが、このまち・ひと・しごと創生推進事業で寄附をされたということで見ております。

本町も学校跡地、特に西地区は3校、小学校が空いてまいりますので、現在、豊能町の学校施設等跡地活用検討委員会を立ち上げてございます。その中にも、様々な御意見がございまして、その学校も、これは

フリースクールとかいろいろ意見はございますが、学校という御意見も出ておりました。なので、このような学校がもし来ていただけるのであれば、非常に町も活性化するのではないか。全寮制という学校ですので、できれば通学していただいて、電車・バスも乗っていただきながら来ていただけますと、公共交通にも恩恵が出てくるのかなと思っておったんですが。

今後、この学校跡地検討委員会、まだ基本方針をこれからまとめてまいりますので、その中でまとまりましたら、またその辺の意向調査みたいなものも基本方針に沿ってする必要もあるのかなと思ってございますので、その中でこのような学校の感触もし聞けたら探っていけたらなと思ってございますので、今すぐにこのような学校を誘致するというのは、なかなか難しいかもしれません、可能性としては、探っていけるのではないかと思っておりますので、今後策定する基本方針に沿って取り組んでいきたいと思ってございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

工業高等専門学校、40人クラスで5年制やから200人ですよね。小ぢんまりした本当に小さな学校ですけど、この学校が何を目指しているかというのも多分インターネットなんかで見られたと思うんですけども、3分の1は5年後は就職されると。3分の1は大学へ進まれる。大学は、普通の試験は要らないんです。編入学で3年生からちゃんと入れるので、比較的入りやすいんですね。だから有名なところにぼんと入れるので、なかなか面白い人たちがたくさん入ってこられると僕は思います。3分の1は、この学校を創設する目玉として起業人をつくる。会社を興す、自ら興す人を3分の1

ずっと、就職、3分の1は大学へ編入、3分の1は起業すると、こういうことを期待して何か進めているらしいです。その考え方自体も面白いし、私、昔、会社に行ってたときに、車は僕の車を使って旅行してたんですよ。夏休みのときに旅行してたらね、その子が福井県、福井市ですね、そこへ自分の家があるから寄っていけへんかということで、行ったら、友達の家のところへ行こうやといって行ったら、その人は工業高校出身だったけど、家が発明家みたいなものです。あらゆるところに自分のアイデアを入れてるんです。そういうことがものすごい期待できるような気がするんです、僕はね。だからこれは、何とか進めていい話になつたらいいのになと思っている次第です。

次に行きます。

今年の全国学力テストの結果が公表されました。報道では、大阪の成績が悪かったと報道されています。本町の成績はどうだったんですか、お尋ねしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

令和7年度全国学力・学習状況調査は、令和7年4月に実施され、本町は、小学校6年生、これは4校73名と、中学校3年生、2校96名が参加しました。

調査結果の概要なんですかけれども、小学校につきましては、国語・算数・理科とともに全国平均及び大阪府の平均より若干下回っております。中学校におきましては、国語・数学は、おおむね全国平均と同じ、ほぼ同じ結果、大阪府の平均は若干上回っておりますが、全国平均とほぼ同じ、理科につきましては、全国平均を若干下回っている。大阪府よりは若干上ですけれども、全国平均は若干下回っているという状況でご

ざいます。

今後、要因については、詳細に分析し、改善に向けて検討をしてまいります。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

本町では、2期目の池田町長の時代から、「教育力日本一を目指す」と、こういうふうにやってきたと思うんです。この日本一というのは、一体どういうふうに解釈したらよろしいんですかね。目指してきた、もう何年も目指してきたでしょう。池田町長、2期目からいったらもう十何年かな、12年ぐらい、もうちょっと、多分10年ぐらいやって、代々ずっと引き継いできたと思いまよ、この日本一の。このキャンペーンは一体何だったのと。どうですかね、目標というか、キャンペーンと何か乖離していると思いませんか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

豊能町は、教育力日本一を目指し、これから時代を生きる豊能町の子どもたちに生き抜くために必要な資質や能力を培い、豊能町を愛し、誇りを持ってもらう教育を進めています。

町独自の学習「とよの未来科」に就学前から取り組み、地域とつながり、地域の課題解決を実現する学びを進めているところです。

今回の学力・学習調査の結果につきましては、特に小学校6年生は、全国平均を下回るなど、結果はよくありませんでした。

本町の課題としては、主体的に学びに向かう力、学びを自己調整していく力、情報を正確に読み取り説明する力が挙げられます。この課題について、教職員で共通理

解を図り、研修を実施するなど、授業改善に取り組んでいるところです。

今回のテストにつきましても、要因を十分に検証し、学力アップに取り組んでいきます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

教育力日本一と学力日本一、ちょっとニュアンスが違うと思うんです。何かごちゃごちゃになってないのかなと。教育力日本一というのは、教える人、教える側の先生を日本一にしようと、指導力をね、そういう意味じゃないですかね。それどうですかね。学力と間違ってませんかね、学力と教育力と。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

教育力というのが何を意味するかというところでございますが、豊能町の教育委員会としては、先ほどの答弁と重なるところですが、やはり子どもたちに、特にこれから時代を生きるために、その生き抜くために必要な資質や能力を培うことで、この豊能町を愛し、誇りを持ってもらうこと、これに通じて学力が全てではないとはいえ、こういった力をつけること、これが教育力日本一というふうな形で考えているところでございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

やっぱり何かごっちゃにしてるような気がします。池田町長の教育力日本一は、すごいなと思ったんですよ。私の中学校、高校時代の友達が松原市の教育長をやってから訪ねて行ったんですよ。2回行ったん

かな、1回は石塚教育長も連れていきました。そのときに、何を私の友達が言ったかといつたら、「教育というのは、生徒の問題より教える側の問題だ。これをやらんとあかんねん」と言って、行った前日は、「天ヶ瀬のダムのところに先生を連れて研修に行ってきてん」と言ってました。だからやっぱり教える側を何とかせなあかん。私、天王寺の次に下寺町だったかな、そこに興国高校ってあるじゃないですか。寺田町か。あそこに行ったんですよ。そうしたら3代目の理事長さんね、女性の校長であり、理事長の人が話をしてたんですね。そうしたら、廊下で先生がごつい生徒を怒ってるんですよ。その場に居合わせたので、その先生は、草島葉子さんというんですけど、「今聞きましたか」と。「今叱ってる先生は、100メートル10秒4で走ります。本物ですねん。せやから生徒は真剣に聞きます」と。だからやっぱり教育というのは、教える側、これをやっぱり本物を連れてこんとあきませんというのも僕ら視察を通じて、そう感じたから、池田町長の教育力日本一というのは、すごい発想やなと思ったんですよ。（発言する者あり）僕は教育力日本一やと言てるからすごいねと、評価してるんですよ。だから何も反対もないし、すごい発想で、僕らがずっと視察してきたのと一致するからね、これはすごい。だから教育力日本一を達成するんやったら学校じゃなく、学校の建物じゃなしに、そこにおいてはる先生を日本一にせなあかん、そういうふうな気持ちでおったからね、何も新しいのを建てる必要ないのになと、今初めて言いますけど、そうずっと思ってました。だから、ちょっと何かごっちゃになってへんかなと思いますわ。

また、本町は、箕面市と同様のテスト、あれステップアップ調査というのかな、こ

れを小学校1年生から9年生までテストをやつてはいるはずなんです。これは、9年間通じてデータを個別に判断できると。だからどの先生に当たると、過去のデータを、この子はどういうところが強くて、どういうところが弱いかということを見れるテストやということになっているから、これはすごいなと思って、やっているんですよね、それを生かしてくるんですか、生かしていないですか、どうですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

町独自の学力・体力・生活調査でありますとよのチャレンジ、これについては、令和3年度から実施しています。子どもたち一人一人が自分の学習状況を正しく知ることにより、自分の学力に目標を持ち、その向上への意欲を高める。子どもたちの学力・体力・生活状況等を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、今後の教育に役立てることを目標として実施しております。

先ほどの全国学力・学習調査の結果でございますが、令和3年度の小学校の結果につきましては、そのときには、国語と算数を実施しておるんですけども、そちらについては、国語も算数も全国の平均を若干下回っているという状況でございます。

今度、その令和3年度の子どもたちが中学3年生になる令和6年度につきましては、今度は中学3年生のその結果としては、ほぼ全国平均になっているという結果でございます。

一方で、今度、令和4年度の小学校6年生の結果につきましては、ほぼ全国平均であります。令和4年度の小学校6年生が中学生になる今度、令和7年度、中学3年生、この結果につきましては、先ほどと同

様に、ほぼ全国平均、これは逆に、令和4年度の子どもたちは、ほぼ全国平均が全国平均。ただ、理科については、今年度若干平均を下回っているという状況になっております。

児童生徒の学力向上につきましては、様々な要因があり、とよのチャレンジの取組というものが全てを左右するわけではございませんが、今後も引き続き、分析等々により、学力向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

これも10年前の話、もうちょっと前かな、もう一、二年前かも分からぬ。秋田がトップをずっと走ってた時代。今は、石川県がトップを走ってるらしいですね。そのときには、秋田の教育、県の教育委員会に行つたんです。指導主事が2人出てきました、いろいろ話をしました。その秋田の教育委員会の主事さんは、いっぱい全国から来はると。学校の先生から教育者からいっぱい来る。何しに来はるかといったら、何か特別なことをやってるやろと。それは何やと、教えてほしいと来はると。そういうことを毎回聞かれると。でもそんなものありませんと答えていますと言ひはるねん。そんなことないでしょうと。それで全国1位がずっと続くかと。どうしてもそういう言ひはる。現場見たら何も変わらんと。何も面白くない、どこに行っても同じことをやっている、教えていると、秋田ですよ。だから、何も特別なことしてないって言ひはるんですよ。どうしても聞きたいというなら、あえて言いますわと。当たり前のことを当たり前にすることだけ。これがコツですわと、こう言ひはった。これどう思いますか。どう感じますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

私も以前、秋田のことをお勉強させてもらったりとかしました。その中で、私が感じた、思ったことなんんですけど、今、議員のおっしゃられた当たり前のことを当たり前にする。いわゆる生活習慣をしっかりと学習するというところで、子どもたちが前向きに学習するというんですかね、やっぱり意欲みたいなのがとても大事で、学習に前向きに取り組んでいる。当たり前のことを当たり前に頑張っているというふうには、議員と同じお考えであります。

以上です。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

ついでにね、当たり前のことを当たり前にする。じゃあ、トップを走っている秋田から見れば、秋田以外のところは、当たり前のことを当たり前にしないと、こういうふうに受け取れるけど、そういうことですよねと。当たり前のことをしたら、これぐらいのことは行くんですけど。でも、そうなってないということは、当たり前のことをしてないからそうなってるんじゃないですかと、こういう言い分でした。そうやねと、そう言うたらそうなのかもしれないなと思って、そんなマジックみたいのはないと言ひはるねん。そうやと僕も思いますわ、間違いないしにね。もう一回、だから、せっかくチャレンジテストやったかな、ステップアップ調査やったかな、これをうまいこと使ってね、先生の教育力を上げることが先決やと僕は思いますけどね。これぐらいにしておきましょうか。

そして、コミュニティスクールを標榜し

て、僕がコミュニティスクールをやったらどうかということを当時から言ってたんだけどね、学校評議会がありますとか言って、何か乗り気じゃなかったんです、教育委員会が、ここですよ、豊能町の。実は、コミュニティスクールというのは協議会じゃなしに学校運営協議会と、全然違うもんだったんよね。それが協議会があるから要らないんだというような発言をされてたからね、いや、このお二人がやってるとは言いませんよ。何か間違ってるんじゃないのかなと思ってましてん。だから、学校運営協議会というのが何かというと、校長が作成する学校方針の承認、学校運営に参画する合議制の機関であり、役割と権限に全然違があると。これは間違いないですよね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

学校運営協議会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されておりまして、まず、学校運営に係る基本方針を承認する。学校運営について意見を述べることができる。教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができます

この役割を通して、学校と地域住民が協力して学校運営に取り組むことで、地域とともにある学校を実現するための仕組みであるというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

だからあれですよね、地域が子どもを育てる。そういうことですよね、この学校運営協議会というのはね。北海道も行ったんだけどよく分からぬ。授業を見てもよく分からなかつたけどね。みんな模索して

るんかなと思いました、そのときは。でも、地域が育てるというのは、重要なことだと僕は思いますわ、今からでも思ってます。とにかく教育力日本一をもう一回目指してやってください。

それで、最後ですけれども、国は、2025年、これをめどに地域包括ケアシステムの構築を進めていきますと。2025年というのが、まさに今年ですよ、今ですよ。団塊の世代が後期高齢者になるところということやね。重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築すると、こういうものを指していると。これを市町村にやりなさいと言ってるんですよね、介護は市町村のお仕事になってるから。ですよね。

私、東ときわ台の小川先生のところに薬をもらいに行ってたら、先生がね、豊能町の地域包括ケアシステムはどないなってるのと、こう言われたんですよ。何かコンサル入れて、来年に何か答申が出るみたいな感じですよと言ったら、即座に、それは違うと。何でかといったら、池田の医師会に話が来てへんでと。医療の部分というのが医師会が担当するはずやと。なぜそれが来ないんやと。だから、それはやってないと、そういうことになるでということを言われて、それがずっと頭に残っているんですね。ここでお聞きしたいのは、豊能町は、地域包括ケアシステムの構築はできるんですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをさせていただきます。

令和6年3月に策定をしております第9期介護保険事業計画、これを策定させていただいております。先ほどちょっと議員が聞かれた部分もございましたが、この中の策定計画の中に、池田の医師会からの代表の委員さんも入っていただいてまして、全般的な議論をしながら、今話題になりました地域包括ケアシステムも含められた全体的な計画を策定するということにしています。

この中で、地域で支え合いながら自分らしく暮らせるまちということを基本理念といたしまして、先ほどから出でております、この地域包括ケアシステムの深化や推進に向けた取組を定めさせていただいております。

具体的には、介護保険や高齢者福祉などのサービスだけではなくて、ボランティアや住民組織、御近所付き合いの中での相互の協力、そして自分自身でできることも組み合わせて、自分らしい暮らしを続けていく体制づくりを進めていこうというものでございます。

本町におきましては、地域住民と私ども地域包括支援センター、また事業者との顔の見える関係が距離感が近いということも既にございまして、自然に声がかけられる連携体制がある程度可能ということになってございますけれども、今後は、支援を必要とされる対象者が増加し、サービスニーズが増え、問題の複雑化や医療提供体制の逼迫も想定されることから、この連携体制をさらに体系的に整えていく必要があると考えてございます。

令和8年度からにつきましては、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図り、引き続き、地域課題を把握し、検討する体制を構築させる予定としてございます。

また、地域包括ケアシステムの構築は、

2025年を目指しておりますが、状況はその後も大きく変化してまいりますので、継続して対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

介護の支援センター、センターと言うぐらいやからここが中心になるということですね、このシステムの中核の真ん中におけるのは、そういうことですかね。そう解釈したらいいんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えさせていただきます。

現在、おっしゃるとおり、地域包括支援センターを中心に取り組んでいくということになりますが、当然それだけではなく、私どもの中では、それをつかさどる高齢福祉の部門であるとか、いろんな場面の担当のところがその対象になると思ってございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

以上で、私の質問を終わりとします。

ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で小寺正人議員の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は8月29日午前9時半より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時48分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日 署名

豊能町議会議長

署名議員 7番

同 9番